

# 行為と弁明——プライバシーと公共性(1)

田 村 元 彦

《「なにも悪いことは起こってないんだね？」

「悪いことはなにも起こっていない」

悪いことはなにも起こっていない、僕は自分にそう言い聞かせる。》(『海辺のカフカ』)<sup>(1)</sup>

## はじめに

管理している(はずの)制御主体の意思が空位となった場合、管理されている側に変化が起き、各人がそこに代入されるべき(本来あるべきと実体化された)「真意」を勝手に解説(付度)して短絡(暴走)を開始し、システムが制御不能に陥ってしまう……。ファシズムや日本の超国家主義に関する古典的な研究をわざわざ参照せずとも、こうした事態は集団生活や社会

経験上いくらでも例を見出すことができる。支配—被支配(ヘーゲルのな主と奴)の関係は、実は支配者の「意思」や被支配者の「内面」などにさして関係なく、〈心〉を投影することができる関係の形式性によって(状況や場が設定されれば)容易に再現可能である。そうしたシステムの虚焦点への忠誠の記号的表現である制服や役割に憑依されてしまう者は、自らの役割(位置関係)を「理解」していないのではなく、まさに正確に「理解」しているがゆえにこそ、状況に過剰適応してしまうのである。<sup>(2)</sup>例えば、この数年国内で頻発している企業の不祥事のほとんどが子会社(下請け)を主な舞台としてしていることからも分かるように、<sup>(3)</sup>ヒエラルキーの上下の形式性によって蝕まれたシステム相関的な病理が、日本社会で全域化(社会の会社化?)<sup>(4)</sup>しているためであって、単なるモラルやスキルの低下では説明しきれない。

二〇〇二年の夏、八月五日にいわゆる住民基本台帳ネットワーク(以下、〈住基ネット〉と記す)が稼働した。<sup>(4)</sup>全国レベルでの個人情報データベース化による電脳管理社会の到来だと騒ぎ立てたとしても、「現代思想」として流通し消費されているジャンルである程度共有され既に陳腐化している認識であって、<sup>(5)</sup>批判的言説にもとづく実践はその主体の誠実性を担保するものであっても、新しい地平を提示することもなく、危機意識だけが空回りして既視感や徒労感がつのるだけである。<sup>(6)</sup>総務省による「だれもさからえない、さからうと大変なことになるというイメージ作り」<sup>(7)</sup>が先行し、セキュリティへの不安が蔓延することで、地方では心許ないので結局は中央に「おすがりする」ことになるという落とし所が当初から見え透っているのである。「交差した境界線のうちのどれが優勢になるかは、事実上の力関係によって決まる。もう少し正確に言えば、どの境界線を支持するような実践を人々が行っているかが決め手となる」。<sup>(8)</sup>しかも、実際に従来の公共性のあり方をドラスティックに変えてしまいかねない「管理型公共性」<sup>(9)</sup>の再編成であることは間違いないはずなのに、メディアにおけるあまりに大量の言葉の

流通と消費によって逆に、「単純にあからさまに口にはしにくい一種のソフィステイケートが進行し、一見克服された主題のように見える」ようになって、「まぎらす方法が増えたり、対応に変化があっても、少し立ち入れれば歪みはむしろ進行している<sup>(10)</sup>」といった皮肉な事態が生じている。

近いうちに個人の選択を知らないうちに条件づけてしまおうであろう、この不透明なシステムの作動は、われわれに自己を取り巻く物語のフレームを、従来の「劇中人物が自己発見する幸い」から、「観客である自分の自己喪失の不幸」へと変容させるよう迫ってくることになる。<sup>(11)</sup>「ああ、知るとはなんとという恐ろしいことだろう、知ってもなんの得にもならぬときには」(ソポクレス『オイディプス王』)。「知ること」と「知らないこと」がアイロニカルに絡み合い、何も知らないのは王だけという「ソポクレス・アイロニー」<sup>(12)</sup>の演劇的效果を堪能していた観客(あるいはコロス)自身にも、真実の「発見」と運命の「逆転」が同時に起こる悲劇が降りかかるようになるのである。そうした悲劇の「遍在≠非場所 distopian」化に抗する戦略として有力なのは、選択と責任の主体を拡散化するか局所化するかのどちらかである。後述するように、その結果として、上位審級(公)が下位(私)に責任を移譲して徹底して無責任を決め込むか、個人の自己責任を強調して内部制裁や相互監視の横行を放置(公認?)するという、正気を保って生き残るために、互いに相手(他者)を非人間化することを許容するような社会が出現する。<sup>(13)</sup>「ああ、何もお知りにならないければよかったものを」(同『オイディプス王』)。「誰もがメディアになる社会」(佐藤俊樹)において監視することの恍惚と不安……。

一般的に「父の不在」によってエディプス・コンプレックスが成立しなとは言われている日本社会において、実は(それが不成立であるがゆえにこそ)エディプスの構造がその形式において徹底的に内面化されており、「番人」や「憲兵」的なもの

への恐怖、すなわち「言いたいことを言う」と追放されるし、たてつけば殺されるかもしれない」という「語ることをさえ許されないもの」として「見えない脅威」が遍く共有されているとの指摘がある。<sup>(14)</sup>確かに、〈住基ネット〉稼働以後に続出しているトラブル（住民票コード通知の郵送上の不備やサーバーでの登録エラーなど）は、当面は非本質的なものであり、「デ・ファクト（事実上）の力」<sup>(15)</sup>によって、結果的にはエディプスの締め付けの強化として効果することになる可能性が高い。実際にこうした機序は、「父親不在の家族の父親の代わりを、行政権力に期待する図式」<sup>(16)</sup>といった馬鹿馬鹿しいほどシンプルなお話を意味するのかもしれない。

《「本当に？」

「たぶんね」

「——怖いわね。政治っていえば、『嘘をつくこと』だと思われて」  
（『国境の南』<sup>(17)</sup>）

〈住基ネット〉導入をめぐる政治の無責任はまさに犯罪的なものであり、住民基本台帳法附則第一条二項の「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報情報の保護に万全を期するため、速やかに所要の措置を講ずるものとする」との規定における「政府」は、国民が信託した統治機構の全体を意味せずに「政府」内閣であって、法案を国会に提出したことで「所要の措置」を講じたことになることのご都合主義的な強弁で押し通し、責任の所在をかぎりなく霧散させてしまっている。新藤宗幸が批判しているように、「ある時には、政府はオールマイティーであるかのように振る舞い、ある時には今回のように自ら

の責任を他の機関に転嫁してきたのである」<sup>(18)</sup>。まさしく「父の不在」と「エディプスの締め付け」が簡単に短絡してしまう権力メカニズムであり暗澹とするばかりだが、現時点において「正しさ rightness」という認識価値が備えている「個人の身に起こる理不尽を憂うためのつぶやきから、目の前に起きている現象を歴史につなげる視線を含んだ思考へと、発展していく可能性」<sup>(19)</sup>を手放してしまわないためにも、政治の言葉や行動を一つ一つ吟味するスタンスを放棄してはならない。

「真理はしばしば奇怪である。動いた者は誰でも撃て、と命令された看守が囚人全員を撃つたとする。その上、囚人全員が太陽の周りを高速で動いていたからだ、と言いつ張つたとする。看守の言い分は真ではあるが、正しくないと言わざるを得ない。偽 (false) ではないが、とんでもない間違い (wrong) なのだ」<sup>(20)</sup>

本稿の目論見は、現時点での自己の「正しい」<sup>(21)</sup>（と信憑している）選択を個性あるまとまりとして確かなものにする努力を可能ならしめる場を、持続的に確保していくために、われわれが生きる意味空間の公共性を、プライバシーやセキュリティといった概念によって、改めて「使える」ものに鍛え上げることにある。

## 一 「父の不在」とセキュリティ

「恐らくここに述べてある意見はまだ世論になり切っていないので、一般から支持されることはないだろう。物事を間違っていると考えようとしないう長い長い習慣によって、すべてのものが表面上正しいかのような様子を示すものだ。そして初めはだれもがこの習慣を守ろうとして、恐ろしい叫び声を上げるのだ。だが間もなく、その騒ぎは静まる。理屈よりも時のほうが考え方を変えさせるのだ」(トマス・ペイン)<sup>(22)</sup>

通俗的な「人間」観に似通ってしまう認識ではあるが、自己とは他者との関係の中にあり、したがって、自己実現とは人間の発見でもある。いわゆる「自治」の実現とは、自己を実現するか、他人に従うかの二者択一ではないはずであり、自己と他人との「関係」について他人のコントロールに全面的に委ねてしまわないために払うコストの総量に等しい。例えば、一九八一年の大統領就任演説において、レーガンが次のようなことを述べている。「われわれの内の誰もが自己を管理できないとしたら、われわれの内の誰が他の人を管理できるというのだろうか？ われわれは皆一緒に、政府の中であれ外であれ、重荷を背負わなければならない。どれか一つのグループが高い代償を支払うために選び出されるようなことがあってはならない」。本稿とレーガンとは「高い代償を支払うために選び出される」という社会階層について、想定しているものが全く異なっているが、特定の人々に理不尽な不利益や危害を与えるような状態を放置してはならないというリベラリズムの本旨からして、<sup>(23)</sup>「自由の代償は大いなる警戒である」というジェファースンの言葉を改めて想起せざるを得ない。

「大いなる警戒」とは端的に言って、他者への「配慮」のほずである。現在進行中なのは、そうした「配慮」を放棄するよう社会が再編されている、という憂慮すべき事態である。社会の構成員各自に対して、セキュリティ（安全性の確保）か、あるいは自由（理念や価値観の多様性の確保）か、といった身も蓋もない二つの選択肢のみを情報遮断的に提示し選択を迫ることで、個人の「内面」との摩擦や葛藤を伴わない、合理的な、コスト計算の操作的な集約として、現実がきわめてフラットに構成されているのである。注意されねばならないのは、セキュリティとは安全性のための様々な他者への「配慮」を志向するものではなく、ただ安全性を高めるために「世界に対する配慮を必要としない状態を作りあげること、人々ができるだけ何も考えずに生活できる世界を作りあげる行為を意味する」というあまりにザハリッヒな事実である。

「セキュリティ」(security) という言葉は、語源に分解すると、接頭辞「se」プラス「cura」になります。「se」は英語で言う without 「cura」は英語の care つまり without care という言葉です。

「配慮なしでもいい状態」を表すわけですね。(略) care は、ハイデガー哲学では「Sorge」と呼ばれ、原存在の本質を規定する重要な特徴とされている。人間は、世界に対する配慮 (care) に支えられてはじめて人間的な生を生活しているところが、私たちの社会は、いま、人びとが世界と人間的な関係性を結ばなくても生きていける社会、ゾルゲをなくして<sup>(25)</sup>も生活できるような状態を強く志向している」

過去の例を参照するならば、ファシズムは「生存圏」の思想に見られるように、葛藤の原因となりうる異和的な他者を除去

し、完全なセキュリティを確保しようとする運動であるが、セキュリティを戦争状態と合致させてしまう点に顕著な特徴がある。すなわち、安全性の廃棄と安全性の肥大を直接に一致させてしまうことで、そこでは、「Sorge」(配慮、気遣い)が可能(不可避)であることと不可能(不要)であるということが合致してしまふのである。<sup>(26)</sup> また現在、二〇〇一年九月十一日の同時多発テロ事件を契機として、「セキュリティに対する配慮の未曾有の高まり(執着)」が、逆に「危険なテロリストが国内に、あるいは世界中のあらゆる場所に遍在している」という感覚(妄想)によって駆動され、加速されている。<sup>(27)</sup> 大澤真幸が説くように、自由と民主主義を守るためのセキュリティの強化が自由と民主主義そのものを食い潰してしまうという政治的転倒(逆説)を解除するためにも、優先順位を逆転させて、徹底的な民主主義への志向こそが、セキュリティをもたらしことを周知させる必要がある。<sup>(28)</sup> しかしながら、セキュリティの逆説の奔流の中で、こうした優先順位の逆転の困難は、制御不可能な水準になつてしまつている。

ポール・ヴィリリオ流に言えばそれはまさに「速度体制」的な社会の出現であり、「社会秩序を(人々の、あるいは商品の)交通規制と、革命や暴動を交通渋滞、違法駐車、玉突き衝突、事故と同一視しつつ、古い自由都市的な攻囲術を多かれ少なかれ意識的に取り込んでゆく一連の過程」<sup>(29)</sup> といった近代黎明期以来の政治的言説と対応している。そこでは、国家の政治権力が「治安警察」<sup>(30)</sup> 「交通規制」という自らの物質的なレベルをあからさまに露呈・再編しながら、交通と通信の遮断と管理を實施しているのである。日本においても従来からの行政のあり方に変容が求められ、消極的受動的な古典的秩序観から、「自己決定・自律行動社会」の中で「あるべき秩序」<sup>(31)</sup> を模索し、あらかじめ一般住民の自主的・自律的な協力という要素を組み込んだ行政システムへと向かおうとしている。警察政策研究センター所長の田村正博も、「スピードの出る車には利きのいいブレ

ーキが必要なように、自由度の高まった取引社会ではルール違反を厳しく監視し、処罰する仕組みと事後救済制度が不可欠である」と主張する『日本経済新聞』二〇〇一年六月二二日の社説を取り上げ、規制緩和と社会における警察の法執行のあり方を「自律的市民を前提にした行政手法」と展望している。<sup>(32)</sup> そうした脈絡で、〈任基ネット〉推進派が用いる典型的なレトリックが登場することになる。「プライバシー侵害」への不安を逆手にとつて、保護は完璧ではありえないと大胆に開き直った上で、いきなり「交通事故」の話を持ち出して来る。一般に知られていることだが、「自動車」や「交通事故」との比較は、航空会社や原発建設を推進する電力会社などが用いる常套手段である。<sup>(33)</sup>

「ここで交通事故のことを考えてみよう。自動車という便利な手段を得た我々は、その便益を享受している反面、交通事故故による犠牲者を毎年約一万人も出している。人間の命が失われるということは、まさに取り返しのつかない、何をもつてしても贖えないような事態である。しかし、だからといって自動車という技術を放棄すべきだろうか。交通事故という痛ましい出来事を受け入れなければならない反面、自動車という輸送技術が多くの人々の生活を助け、多くの人々の生命を救っているのもまた事実なのである。本来は、人間の命を金額で換算するなどもつてのほかであるが、それをあえて賠償という制度をつくり、自動車という輸送技術を社会のなかに組みこんでいるのが現実なのである。

個人情報についても、同様なことがいえるまいか。利用上の社会的なルールをきちんと定め、それに違反した場合の罰則規定をつくり、事故が起きた場合には事故調査や損害を賠償する制度を設けるような、社会環境の整備が求められる」<sup>(34)</sup>

個人情報情報の漏洩と交通事故による死傷を比較するのはどうかと思われるし、そもそも〈住基ネット〉では「運転⇨接続」しないという選択が認められていない。<sup>(35)</sup> リスク社会論における基本認識であるが、「リスク」と「危険」の違いは、対象の側ではなく、観察する側のあり方に規定される。つまり、意思決定に参画している者にとってはそれは（自己選択が帰結した）「リスク」であり、そうでない者にとっては（運命が帰結した）単なる「危険」として立ち現れる。<sup>(36)</sup> 「顕示的選好 revealed preference」との実質を確保しての（あるいはそう信憑しての）選択であるかどうかが重要なのである。「リスクとはつまるところ、人生に無数に現れる賭に対する「覚悟」のことである。それは他者からの借り物ではない、紛れもない自らの人生を選択できる喜びの代償でもある。同時に近代人にとっては、決して逃れることのできない、試練なのかもしれない」。<sup>(37)</sup> 当然、選択における自己責任の強調によって、「リスク」であるかのように押しつけられる「危険」も多い。テロや戦争、巨大事故や自然災害などの前では、こうした短絡や擬装が可能となるほど、誰もが徹底して「無力」な存在になるのであって、自己の主体性や自律性をリセットした地点から正しい判断を下せるかどうかも疑わしい。また既に述べたように、正しい判断を下したところで、実際の選択につながらない「場と状況の設定」もある。特に後述する「弱者」のレトリックと結びつくと、セキユリティの逆説（可能と不可能の接続）に陥りやすく、自発性の調達（動員）に利用されてしまうことに特に警戒が必要である。

こうした技術革新の光と影をめぐる大きな二律背反（トレードオフ）問題を、「三つの会話」としてうまく整理しているのが、ロバート・B・ライシュである。第一期クリントン政権の労働長官だった彼は、「社会の成功を測るものは国民総生産を超えたところにあるはずだ。成功の成功はわれわれの精神基盤の安定性、人間関係の豊かさ、家族の健全性、そしてコミュニ

ティの品性などに依存する。しかしわれわれのほとんどは、消費者や投資家としての役割を超えたところにあるわれわれの人生の意味については、おどろくべき無関心——おそらく無分別——をもってこの新時代を疾走している」と「ニューエコノミー」の矛盾を指摘する。そして、「同じ事象の集合に対する異なる視点からの反応」として「三つの会話」を提示する。<sup>(38)</sup>一つ目は、「ニューエコノミーの驚異について、息せき切つて熱狂的に語るもの」である。「しかしただすばらしい取引ができるようになるというだけでは、そのために生活の残りの部分を犠牲にするだけの価値があるという理由にはならない」。二つ目は、「解放された資本主義の危険性と略奪性、世界的企業や国際金融資本の力と貪欲さ、あるいは移民、外国人、少数民族の侵食などについての怖い話」である。極端になれば「ネオ・ラッダイト（新・機械打ち壊し）運動」<sup>(40)</sup>を信奉するようになるのだが、「しかしこの恐怖の会話は非難すべき相手を間違えている」。三つ目は、「個人的なもので、この新しい時代にバランスのよい生活を達成することの難しさについての話」である。「しかしわれわれはこの不安を、単なる個人的問題として見る傾向がある。それぞれの領域でうまくやれていないと感じている部分について、われわれは親として、配偶者として、労働者として、友人として、あるいは市民として「十分でなかった」と、自分自身を責めてしまう。それゆえ、そうした「過度なバランス」を達成しようというすべての個人的努力をより難しく複雑なものにしているもつと大きな力を見落してしまうのである」。

これら三つの会話のつながりを理解しなければならぬとするライシュの話は、非常に説得力がある。しかし、彼が「選択する能力、というよりもまさに義務」<sup>(41)</sup>によつて市場、家庭やコミュニティ、あるいは社会それ自体を定義しようということへの信頼を最後に表明してしまう時、礼賛論者（推進派）の陰影のない断言にいきなり付き合わされてしまったような気持ちに

なってしまう。セキュリティ(の論理)が全域化することで、その状況に過剰適応して「理不尽があっても沈黙する」という人が急激に増加し、その結果さらなる不安の高まりが社会的信頼の維持が可能なライン(臨界点)を超えるようになっていく。現実を目のあたりにして、少なくとも確実に言えることは、「人を人として扱う」という基本ルールを踏みはずした社会は、いつか、そのルール違反によって逆襲を受ける」というシミュルな自戒のはずである。こうした認識を真摯に引き受け、冷静に議論するというふるまいを取り戻すこと、そうしたふるまいが継続的に可能な場を回復すること、言い換えるならば、「人に手を貸して役に立とう」という意志さえあれば誰でも、まともな生活水準を享受するのに必要な購買力と資格を手に入れ、学習や成長の機会を手に入れることができるような社会を創る」ことをめざすならば、ライシュの語り口のフラットさに違和感を覚えざるをえないのである。

「あらゆるものが、理想を投げ捨てろとそそのかし、もう危険はないと思わせようとする。未来を見通す目を持ちつづけるんだ。その視線がなければ、どんな民主主義も金と空理空論がこれみよがしにパレードする闘技場で、衰弱し、荒廃してしまふ。そしてわたしたちは、経済とコミュニケーションの悲しいゲームの観客に成り下がってしまうんだ。わたしたちはもつとましなものになれるとは思わないかい？」<sup>(44)</sup>

一見闇の部分を見据えているような(事実、大変魅力的な)ライシュの語り口も、結局は現状肯定(あるいは追認)に落ち着くバランス論である。A・ギデンズのいう「ポスト希少性」<sup>(45)</sup>の時代となっても経済学者が拭いさることができない「成長」

へのバイアスは、アラン・S・ブラインダーによれば、三つの「反論の余地なき命題」として要約することができる。<sup>(46)</sup>まず、(1)市場経済において生産・販売される、ほとんどすべての財とサービスに関して、多いことは少ないことよりも望ましい。そして、(2)資源は希少である。さらに、(3)高い生産性は、低い生産性よりも望ましい。この三つの命題が経済学的「常識」として機能し、必然的に雇用の創出は経済規模の拡大によってのみなされねばならないという隠れた四つ目の命題を導くことになる。こうした「常識」が「真理」や「教義」に転じて現実の政策に反映されるとき、「成長」と「効率」がマッチングされることで、社会の「ムダ」を切り捨てる呪文へと約変してしまう。<sup>(47)</sup>電子自治体による経済効果と雇用創出の強調の裏面には、財政危機による自治体へのリストラ圧力（あるいは民間への外注の要求）が存在しているのである。<sup>(48)</sup>

欲望やテクノロジの肥大化傾向が一挙に加速しつつある現在、それらを制御することのあまりの困難さに直面して、われわれは途方に暮れている。「公」なる空間を既定的に構成する制御主体と仮構された「誰か」によって設定された（はずの）共通の目標（例えば、戦争や高度経済成長）に向かい、あらかじめ敷かれたレールに邁進していればよかつた時代においては、「モチベーションになるエモーション」は、単純で強ければいい<sup>(49)</sup>だろうし、その「誰か」とは一体何者なのかを差し当り問う必要もなかった。<sup>(50)</sup>もし万が一「誰か」を特定して社会総体への違和を表明する（叫び声を上げる）者が出現したら、局所的な少数者としてカウント（処理）すれば事足りたのである。そうした「公と私」の幸せな関係が経済的基盤を喪って破綻してしまつたら、「誰か」の存在が構成員全員に急速に意識化されることになる。経済成長が達成され「豊かさ」が自明のものとなつた時代になつて、時間に流されながら、時々に合わせて自己を確立していればよかつた大学生など若者たちが、自分自身がプレーヤーでありつつ制御主体（管理人）でもある、というプレイング・マネージメントを（議論の道筋において、あるいは

リーズナブルな発想からも) 課題とするようになったことがその前段階であったと考えられる。<sup>(51)</sup>

「もはや、遊びつ放しでは遊びは潰され、揉み消されるばかりなのである」<sup>(52)</sup>

ところが、バブル崩壊後の長い不況を経た現在においても、「豊かさ」を保障してくれていた従来の「公」の枠組みにしがみついて公共空間の運営・維持にコミットしないフリーライダー的なふるまいが残存し、無条件に依りかかることができ存在(あるいはマイナス方向に向かってパッシングの対象として析出できる存在)<sup>(53)</sup>の実体化が続いている。こうした ad hoc に変換可能な「誰か」に関しては、それに何が代入されるかは実際上にはほとんど二義的な問題に過ぎず、上下のヒエラルキーの内部では「公」はその言説の強度による超越性(の捏造)を要請されている。だからこそ、「われわれは説明責任を果たす努力をしてきたんですよ」<sup>(54)</sup>と平然とうそぶいていられるのであって、こうした捏造を共犯的に支え続けているのは、やはり経済成長という成功体験の残像のためである。しかし、物質的な「豊かさ」の配分を基礎として構成された社会を所与としなくなれば、すなわち「成長に向けての社会全体の編成・統合」という強い推進力ないし求心的な目標が(これまでのように)機能しなくなれば、社会が「中央集権的」でなければならぬ理由はどこにもなくなるのであって、そのことを抜きにして「分権化」や「分散化」を論じたり、市民の自己責任を説いたとしても「それは表層的なものになるだろう」<sup>(55)</sup>。実際に市町村合併という「自治」や「分権」をめぐる議論においても、「合併に協力した自治体に損をさせることは決してしません」<sup>(56)</sup>との「豊かさ」のお墨付きを与えられ、「事実上の強制」を迫られているのが地方の実情である。もちろん〈住基ネット〉導入も、

地方自治の溶解の中核的な現象形態として観察されうる。

これを「列島液状化」と呼ばずとも、確かに社会のあり方が変わったのである。「豊かさ」が訴求力をもった中心的価値であった時代では、その配分の不平等（非対称性）を告発する怪物（ゴジラ）によって部分的に秩序が攪乱されるだけであったが、コンピュータが社会の公分母となった時代においては、電脳空間は「既に完成された」という既定の感覚をまとい、秩序が肥大化し全面化することになる。<sup>(57)</sup>そこに跋扈するのは、自由の可変的なあり方を封じ込め、すべてのものを一つの秩序に閉じ込めようとするセキュリティ（危機管理！）の専門家たち、すなわち、「人間の相互信頼」などまったく信じておらず、社会においてはむしろ「相互信頼」の破壊が進行していることを知りつつ、なおこの社会にあつて優位性を保つ者たちの代弁者となつて「人間の相互信頼」を振りかざす者たち<sup>(58)</sup>である。われわれの社会は、人間の相互信頼によってかろうじて成り立っているはずなのに、「相互信頼」の強調により「不信」や「不安」が呼び起こされ、ハッカーやテロリストといった表象を与えられた「怪物」が息を吹き返すことになる、という逆説。それならば、現実化しつつある（フーコーが記述した）パノプティコン的な監視が成り立つ機制を敢えて逆用すべきではないか。「ある機制が、あまりにもスムーズに作動する場合には、かえって逆効果であつて、いくぶんぎこちなく作動している間だけ所期の結果をもたらさうる」<sup>(59)</sup>。この社会に「相互信頼」を取り戻すためには、信頼や人間の尊厳が成り立つ場（余地）が普遍化の部分的失敗や挫折によつて確保される必要があるのだ。後述するように、そうした「余地」こそが、自己の身体やイメージを他者にひらく「行為と弁明」の場なのである。

## 二 行為と弁明

「でもコンプレックスのない人間なんていないからさ

しょーがないってことで

大丈夫

ち・ゃ・ん・と・見・て・く・れ・て・る・人・は・必・ず・い・る・か・ら・」(きみはベツト)<sup>(60)</sup>

公に拮抗する私というロジックに逆立する「togethernessの優越」によってきわめて形式的に上下のヒエラルキーが構成される日本社会において、<sup>(61)</sup> プライバシーや個人情報コントロールといった概念が成り立ち得ないことは容易に予想できる。刑事法学者の佐藤直樹は、〈住基ネット〉稼働に関連して、「法を無化する「世間」があるかぎり「日頃のおつきあい」が優先され、いかに罰則を厳しくしたとしても、原理的に情報漏えいはふせげないことになる」として、阿部謹也の「世間」論を援用しつつ、「個人のいない「世間」のなかで、そもそも「個人」情報をきちんと守るという発想が生まれるはずがない」と断じている。すなわち、「役人が「世間」の掟で動いている以上、そこには個人は存在しないから「個人」情報も存在しない。存在しないものは守りようがない」のである。<sup>(62)</sup> これに対して、プライバシーを保護すべき情報や(固定した)私的生活の領域といった理解ではなく、「人間が多様なイメージを使い分ける自由」、すなわち「自己イメージのコントロール」と定義づけることの有効性を強調する論者は、以下のように述べている。

「プライバシーは、社会関係を人が自由に形成するための一機能として再構成されるべきである。人は家族、友人、職場の同僚、あるいは見知らぬ人々とのあいだに多様な社会関係を有している。この多様な社会関係に対応して人は、様々な（父親、親友、職場の課長、通勤電車の一乗客などの）役割を与えられており、またそれら社会関係のコンテクストごとに多様なイメージを使い分けることが許されるべきである。さもなければ、人はすべての社会関係で矛盾のない役割イメージを強いられ、例えば子供の前で偉い父親と、上司の前で低姿勢の会社員とは両立し得ないなど、社会生活上の支障をきたすとともに、様々な役割イメージを併存させつつこなしてゆくことで得られる全人格的發展も阻害されてしまうであろう」<sup>(63)</sup>

〈住基ネット〉をめぐって議論されているプライバシー問題において、主に懸念されているのは、情報漏洩や領域侵犯の問題であることは確かである。<sup>(64)</sup> もちろんその重要性を否定するものではないが、捉えがたい多面性をもつこの問題の共通項をなしているのは、「個人が観客の勝手な解釈の舞台におかれ、あるいはさらにそのイメージを作りかえられていく」というあり方である。プライバシーの核心は隠されている情報にあるのではなく、自己イメージをめぐる解釈の運用をコントロールするという観点においては、いわゆるセンシティブ情報（前歴、病歴、収入など）と、〈住基ネット〉で流れる基本四情報（あるいは六情報）といった、プライバシー情報における固有／外延の区別はあまり意味をもたない。<sup>(66)</sup> すなわち、「個人」という実体的概念に準拠するよりも、人間関係のあり方や社会的な相互作用を軸にプライバシー権の再構成を試みるべきなのである。<sup>(67)</sup>

自己決定権などを含めた広い意味でプライバシー権が用いられるアメリカと違って、日本では私的秘保持権を中心にしたより狭い範囲で使われるのが普通であるために、他者によって(恣意的かつ半永久的に)評価される可能性について「不安」を持たざるをえない立場に置かれると、その人の選択や行動に対して極度の「萎縮効果」<sup>(69)</sup>がもたらされることが容易に予想される。特にそうした「不安」が「togethernessの優越」によってセキュリティへの逃走(herding)<sup>(70)</sup>に帰結してしまうと、「無配慮リスク」と「自由」が裏腹の世界へと転落した人が、二度と浮かび上がれなくなる可能性が非常に高まる。これに関係して、プライバシー権の代表的な研究者が、「プライバシーの本質は、万人の潜在的または顕在的のもっている軽微な反社会性・反道徳性を互いに許容するという点にある」という表現をしており興味深い。<sup>(71)</sup>

日本社会は(ブレモダンの)共同体的社会編成原理による日本的「おほやけ構造」<sup>(72)</sup>が ad hoc に外部環境に適応して、(ポストモダンな)高度資本主義と「習合」したシンクレティックな社会である。<sup>(73)</sup>ここでは、上位審級(公)が下位の共同体(私)の集合的な利益の調整のために介入(心配り)することには積極的だが、その内部専制から構成員(個人)を保護するために介入することには消極的であることがよく知られている。<sup>(74)</sup>その「私」が相対的に上位に位置付けられる関係(公)になると、形式的に「同型に」振る舞うようになることを経験上「内面化」している個人は、自己の帰属とその上下の位置関係にきわめて敏感な行動選択をする。上位の「公」に依存して受益主体となりつつも、下位の「私」の統制による内部の秩序維持には強い自律性を保持しているので、「内面指導」と「面従腹背」が基本的な行動パターンとして観察されやすい。<sup>(75)</sup>

こうした「おほやけ構造」においては、(個人を保護するために?)統治原理上、ルールの一義化と厳格な適用という志向が弱く、多義的なルール解釈の間の公正な調停や修正を状況に応じて ad hoc に計ろうとする志向が強いため、具体的には

「人間関係を重視し他者への慈悲・情を軸として止揚される<sup>(76)</sup>」ようなルール観が支配的である。〈住基ネット〉において運用主体が各地方自治体であるのは、そうしたルール観により実効的強制力としての「権力 power」と正統性としての「権威 authority」との分離が生じ、「建前としての法」により「権威」を集中させている中央政府に対して、実際に執行しうる「権力」は地方が掌握していることの現れなのかもしれない。<sup>(77)</sup>

「現代日本の権力ブローカーになっっているのは、共同体的制裁や非公式のコンセンサス依存的強制力を最も巧みに操作できる人々である。日本における権威の階層的な集中という見地からは、彼らはきわめて周辺的な存在であるにも拘わらず」<sup>(78)</sup>

〈住基ネット〉推進派である代表的「権力ブローカー」の一人は、国旗・国歌を強制する排外主義的な発言で知られる元官僚だが、彼は電子自治体をめぐるシンポジウム等で「住民本位の仕組み」や「他者への慈悲・情」を強調して、「社会的に弱い立場にある人たちのために、機会の均等化を進めることも、行政のIT政策の基本だ」「ビジネスは、競争原理が基本だが、行政は弱い人たちを支援するのが基本でなくてはいけない」といったプロパガンダを繰り返している。きわめて典型的な「弱者」のレトリックなのだ、これが〈住基ネット〉に話が及ぶといきなり次のような議論になってしまう。「住民基本台帳の本人確認システムも、身体障害者の方々の生活をどうサポートするかというところに重点を置いて考えていく。健常者でも、地震などの災害時には被災者になる。携帯電話で救援センターに連絡すれば、本人確認の仕組みを使って血液型や腎臓透析を

やっているかどうかなどの情報が得られ、的確な支援ができる<sup>(80)</sup>。

明らかにノーマライゼーションのロジックを確信的に逆用したものだ<sup>(81)</sup>が、行政は「非常時には健全者も障害者(弱者)になる」といった「例外状況 Ausnahmestand」を常態化するC・シュミットナチス張りの手法を駆使して、セキュリティか自由かの選択をわれわれに迫ってくる。現在の日本社会は、諸矛盾が「拡散」と「凝縮」というかたちで二極化して現象しているが、こうしたレトリックは社会の分断線を恣意的に操作することで、安全圏内に「囲い込まれる」ことを求める構成員<sup>(82)</sup>の支持をスムーズに調達することができる<sup>(83)</sup>。誰でも「弱者」になりうるというロジックの枠内では、圏外への脱落は、必然的に自由とリスクが背中合わせのアンダーグラウンド(地下世界)で生きることを意味するのであるから。

「このような「犯罪者」あるいは通約不可能とみなされる(他者)への破壊的な予防措置や攻撃は、なにも軍事的な報復や制裁に限定されているわけではない。それは、「文明」の側にあると自認する社会のなかの日常的な光景になりつつある。このことは、失業者、外国人(第三国人)、「人格障害者」「ホームレス」「同性愛者」など、いまや「正常社会」の外に放逐されるべきと認定される「余計者」「攪乱者」に対する監視と抑圧、排除の社会的な装置と言説のシステムを見れば明らかである。

こうしてみれば、殲滅的、法的、道徳的な差別化の破滅的な事態は、マクロとミクロを問わず、それこそグローバルに展開されつつあることになる<sup>(84)</sup>。

このように局所的に「凝縮」した形で行われつつある「棄民化」<sup>(85)</sup>について、地方自治体や地域社会といったローカルなレベルで問題意識を共有化し解決への責任を確認していくことが早急に求められている。従来の物質的な「平等／不平等」に代わって「包含／排除」の図式が効果するようになり、成功の機会のみならず社会への公的な参加からも締め出されてしまう人々が大量出現することで、「コミュニティ」の位置付けが大きく変わった。「それぞれに異なった「リスク」を割り当てられた個人が、「リスク」と責任を共同で管理する政治参加の場」、あるいは「多様な生き方とリスクを持つ人々を包摂する政治空間」としての再定義である。<sup>(86)</sup>そこで、二〇〇二年の夏あたりまでの国内の動きで関連する事象をラフに外観することで、問題点を指摘しておくことにする。

グローバル文化の「拡散」は、生活スタイルを均質化させてグローバル・イメージを生産しつつも、必ずしも共通の公共圏、あるいはマクルーハンのいう「グローバル・ヴィレッジ」を作り出すわけではない。その影響は、地域や階層、世代、性などによって一様ではありえず、同じ家族の内部においてさえも一定の領域空間を基盤とした場の共通感覚を急速に解体させる。<sup>(87)</sup>例えば、「郊外」化による地域共同体の崩壊、<sup>(88)</sup>家族のリスク化、<sup>(89)</sup>世代間の分裂などの他に、権威の失墜と信頼の溶解が同時多発的に進行する。ローカルな空間がそうしたグローバル化への対抗の場として再構成されて、「そのなかでは、『他者』や人種・階級・宗教・年齢・教育・教養・市民権に基づくアイデンティティをめぐるネゴシエーションが、<sup>(91)</sup>絶えず進行している。グローバル化によってもたらされる新しい貧困は、「排除」をキーワードとし、「激しい技術の変化、膨大な情報の流通、リスクの拡大は、これらに対応できる人となできない人との格差をいちじるしく拡大して」<sup>(92)</sup>いる。それと併せて、従来の家族を中心とした住民把握にもとづく管理が弱体化しながらも、監視カメラや携帯電話のように個々人に對する監視機能が強化されつつ

(93) である。この背景の一つは、一九九六年にアメリカがジョセフ・ナイらの論文において、高度情報技術を軸にして二一世紀も覇権国家の地位を維持しつづけようとする意思を表明したことにある。<sup>(94)</sup> テロ抑止対策の基本枠組みである「C4ISR」の効果的な実践のためには、「核の傘」に替わる「情報の傘」を同盟国にも差し伸べ、日常生活に深く浸透する必要がある。「C4ISR」は、「指揮 Command」「管制 Control」「通信 Communications」「コンピュータ Computers」「諜報 Intelligence」「監視 Surveillance」「偵察 Reconnaissance」の頭文字であり、例えば、ロンドンの中心部では街頭CATVが二四時間稼働しているし、日本が施行した「通信傍受法」も地域的空白地帯を埋めるための外からの要請が背景にある。<sup>(95)</sup> へ住基ネットがこうした流れと全く無関係とは考えられないが、確証がないためとりあえず判断は留保しておく。

ただし、「へ住基ネット」との関連を現時点で指摘しておきたいのは、「棄民化」が最も露呈することになるホームレス問題である。二〇〇二年七月三十一日に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が参院で可決され成立した。これは一年間の時限立法で、①「自立の意思」があるホームレスに安定した雇用や就業の機会を確保し、住居への入居を支援、②ホームレスを余儀なくされる恐れがある人に生活相談や指導を実施（新たなホームレスの発生防止）、③宿泊場所の一時的な提供や生活必需品の支給、ホームレスの人権擁護（健康・医療対策や生活支援）といった対策を、国や地方自治体の「責務」と明記している。しかし問題点も数多く、国が基本方針を定めて自治体を実施計画を立てて財政支援を受けると言う「進め方の枠組み」を決めたものにはすぎず、実際の効果は国の予算規模や自治体の施策の進め方に大きく左右されることになり、二〇〇三年度予算で厚労省が約三四億円を概算要求しているが期待された額より一桁少ない。また職安法、生活保護法、結核予防法など現行法を活用するなど、既存の制度でできることは少なくないはずなのに、手を尽くしているとはとても言い難い。一方で、

公園などの公共用地が「ホームレスの居住の場として適正な利用が妨げられた時」には、「自立支援施策との連携」を図った上で「管理者が必要な措置を取る」と規定しており、治安維持を目的とする強制排除、施設収容につながりかねないと懸念される。<sup>(96)</sup>

また注目すべきなのは、ホームレスの全国実態調査を国が実施することを義務化していることであり、その調査に基づき国や都道府県が自立支援に関する基本方針や実施計画を作成することになる。二〇〇二年度内に実態調査の実施計画を検討し、結果をまとめる方針なのだが、〈住基ネット〉稼働と同時に全国規模でのホームレスの実態把握が行われることに、何やら周到な意思が感じられる。ホームレスは企業が「横並びリストラ」をはじめた九九年以降に全国で急増しており、推定三万人と言われている。大不況が長く続くことで、これまでの労務者が仕事がないので止むを得ず路上生活者になっているのが近年の顕著な傾向であり、従来からのイメージにとらわれて、一律に「社会への不応答者」とレッテルを貼るには無理がある。<sup>(97)</sup> そうした他者の「誤認」は、わずか数年間で日本社会が、われわれの想像を超えるような変容を遂げていることへの無自覚からきているのではないか。「能動的に行為しなければならぬ、あらゆる依存症に対して距離をとらねばならない」という命法は、失業者に対する処遇の変化により明確に看取することができる。<sup>(98)</sup>

個別にきちんと論じる必要があるが、例えば、豊かな「新しい高齢者像」が話題となる一方、警察庁発表の二〇〇二年の自殺者が三万人を超え（四年連続）、六〇歳以上が二万人以上で全体の三五・一％、五〇歳代が二五・四％という悲惨（自殺率世界一説も）。また「老老介護」などで苦しむ高齢弱者の存在。「郊外」文化が全国に波及して、フェイクな消費の場として生産や労働の匂いがしなくなり、セキュリティが急激に低下している地方都市。これまでは三〇歳を目処に見切りをつけて正社

員に移っていたのが、年齢を重ねても離脱が困難になったフリーター。履歴の空白期間や通院歴などが精神的に重い足枷となっている「引きこもり」。(99) 文部科学省の二〇〇二年度「学校基本調査」で、大卒者の二割、高卒者の一割が就職・進学しない無業者であると速報されたが、「話せる」(100) 大人が周りに存在せず、「働きたい気持ちと働かなければいけない状況を、大人にわかる記号と論理で伝えられない」若者。そして何より衝撃的なのは、二〇〇一年春に大学を卒業した世代一六八万人のうち、高校、短大、大学を卒業し、就職先で少なくとも三年は働いている人が、わずか全体の二七%の四五万人で、単一の価値観に塗り込められ、内部(正社員)にばかりやさしい日本社会においては、四分の三の人たちにとっては、幸福な社会ではないという「敗者復活がきかない日本社会」の現実。(101)

「そして、この記号をつけない生徒の勤労意欲や就労の必然性が、大人にはわからない。彼らはマナーと一般常識に欠け、やる気がない若者にしか見えないのである。しかし、サッカー選手とアイドル歌手以外のヒーローを持たぬ若者の中では、金色に染めた髪、今時の化粧、ピアスや崩したラフな服装と、「仕事がほしい」「不景気、つらい」「求人少ない」という真摯な思いは矛盾していない」(102)

では、旧来の所属集団に準拠せずに、グローバル化(棄民化)に抗するアイデンティティを形成することは果たして可能なのだろうか。現実の情報化社会の中においても、価値や規範そのものを吟味する態度(反省性 *reflectivity*)は可能なのであつて、一見開かれたグローバル世界で「排除」が進行するのと同様に、ローカルな空間にもやはり支配―被支配の関係はある。

局所的な「支配」に対抗しようと、異なる準拠先を持ち出してきて別の支配を仕組むのでは永遠に支配—被支配の形式の外部に出ることができない。そこから離脱しようとするなら、個人が自己の直面する局面において「支配」を見抜き、自己が準拠する価値規範自体にも反省性を發揮して関係を再構築することである。<sup>(103)</sup> そうした「個人化 individualization」のポテンシャルは、不安定な「アイデンティティの危機」に陥ることを回避するために、自らが評価の対象として身体（あるいはプライバシー）をさらし、統一した像を強要せずに多様な自己イメージの演出を許容してくれる「行為と弁明」の場（共同体）の確保に規定されることになる。<sup>(104)</sup>

「人は自らに対して、評決を下す裁判官のような立場や役割を果す必要はない。また自らに対して、専門技術者や職人、芸術家であるかのようにふるまうことができる。このような人々は、時に作業を中断して自らが行っていることを吟味し、自らの技芸のやり方を自らに対して思い出させ、自らがこれまで遂行してきた事柄とこれらのやり方とを比較するのである」<sup>(105)</sup>

そうした「行為と弁明」の場（の確保）においては、自己イメージを完全に制御できるといよりは、「resignation」を介しての倫理が要請されるだろう。それは自意識の「放棄」、あるいは自己イメージを制御することの「断念」であって、オーディエンス（他者）との対話の回路（交話機能）を維持するために、ナルシスな欲望を制御する自己への配慮である。<sup>(106)</sup> 地域通貨（local currency / community currency）はそうした「行為と弁明」の場の一つ（の実践例）であって、一定の地域内での

発行・流通、あるいは価値や関心、ニーズの共有という限定が付されるために、きわめて「ローカル」なものである。しかし、地縁・近隣関係など地理的な近さから「自然に」生じる親密な相互感情(強い結びつき)を基礎とする「リアル・コミュニティ」(共同体)に対して、地球上のどこからでも参加できるという「事実上の virtual」グローバルなコミュニティを形成するものである。それらは「限定」を付されているが故に、われわれの生活の全域を囲われてしまうことなく、複数の空間への帰属が可能となる。

インターネットやコミュニティを活用したネットワークは、個人の選択の余地がない(住基ネット)の「ヨコのネットワーク」のように二者択一やバランス(例えば仕事と家庭の両立!)を要求するものではなく、自己イメージの自由な演出を可能ならしめる個人の多重性(複層性)のためのセーフティネットである。利子を生んで自己増殖する近代的なマネーシステムは人間を経済成長に駆り立てると同時に、「カネ」「セックス」「死」の問題に関する抑圧や緊張を強いてきたが、同じ課題を共有する人々が、その解決のために互いに互いにできることを交換する場を形成することで、家族や会社、あるいは社会に対する重い「負債感」を解除することが可能となる。「ブレンド」や「フュージョン」といった人格やライフスタイルのあり方を可能にするウィークタイズ(弱い絆の力)こそが、「行為と弁明」の場においても重要なのである。<sup>(10)</sup>

とはいえ、結論を急ぐ必要はない。評価や正義の裁きにはすでに克服しがたい時差があるのだ。だからこそ、われわれが本当に求めているのは、「不公平さや不運や悲しみや誤解や無理解——そういうものごとくに静かに耐えていくための強さ」をもたらししてくれる他者との結びつき(の感触)なのである。「なんとという困った社会に僕は生きているのか」とわれわれは嘆息しつつ、関心やニーズを共有する仲間と語り合うゆるやかな時間を過ごすとき、「正しい結論」なるものを性急に下すこ

とよりもはるかに大切なものを見出し実感することだろう。

「でも僕らはその結論のなさを彼としつかり共有することができる。それが共有されているというたしかな実感がそこにある。僕は一章ごとに彼と一緒に弱ったり、困ったりすることができる。これは実をいうととても大事なことなんじゃないか、と僕は考える。みんなで輪になって座って、熱いコーヒーを飲みながら、「いや、困りました」とか、「ちょっと弱りましたねえ」とか、「なんか結論、出ませんねえ」とか言いながら、頭をかいたり、ひげをすごいたり、腕組みをしたりすること。どこかから借り物の結論みたいなものをもってきて、大言壮語しないこと。そういうのは僕らの生活にとって、すごく大事なことはないだろうか？」<sup>(113)</sup>

正義の実現を要求する（時差を持って遅れてやってくる）声に耳を澄ましてみる。<sup>(114)</sup>「いちばん得るものがあるのは、自分の問題について考えているときではなく、他人の問題を検討しているときだ」。<sup>(115)</sup>それは倫理的な卓越性を何ら証すものではなく、人間関係にアプリアリに存在する「負い目」ともいうべき他者への構えの緊張感に由来している。「充分ではないにしろ、正義の重要な一つの要素とは、不運を不正として想像し直すこと」であって、「運命という「自然」の力を人間世界の様相へと変容させる。人間世界の様相であるかぎり、それは変えることができるだろうし、また変えられるべきなのだ」。<sup>(117)</sup>こうしたシステム相関的な自己のあり方そのものを審判に付すようなあり方こそが、「与えたものが与えられる」という「配慮 care」のコミュニケーションを担保しているはずである。「配慮の倫理」を「権利 rights の倫理」に対して批判的に対置するキャラ

ル・ギリガンは、個々の人間の相異なる具体的なニーズへの感受性と応答性である配慮の責任を主要な徳目とし、共同体的な帰属感(アイデンティティ)の条件としては、共通の「善き生」の構想の集会的追求という目的の共同性(togetherness)の優越?)だけでは不十分で、人間的関係性の絆を育む配慮の相互性を必要としている。その前提である倫理的葛藤が、同時に充足することの不可能な異なった人間的ニーズへの応答への要請から生じているため、その解決には、個々の文脈の特殊性と偶発性とに感応的な思考様式が求められる<sup>(118)</sup>。

「私の考えでは、結局キイ・ワードは〈時間〉を受入れることにある<sup>(119)</sup>。われわれは死すべき存在であって、「信じられないことだが、人は自分の誕生にも死亡にも主導権を持っていない。そこに謙虚さが生まれる<sup>(120)</sup>」。人間的共同性には空間的次元だけではなく時間的次元も存在しており、過去の世代に対してその伝統を継承する責任を負うと同時に、環境問題などに見られるように将来世代に配慮する責任も負っている。このような多様な共同性の次元は予定調和の關係になく、個人の忠誠を求めて競合し、責任の葛藤を生じさせる。それは一つの共同性に包摂されてしまうことなく、他の共同性や他者のあり方に対して無関心ではありえない。決して強いものではないが、閉ざされたものでもない。旧約聖書の『コヘレトの言葉』には、時間(時)に関する以下のような言葉がある(三章一—八)。

「何事にも時があり

天の下の出来事にはすべて定められた時がある。

生まれる時、死ぬ時

植える時、植えたものを抜く時

殺す時、癒す時

破壊する時、建てる時

泣く時、笑う時

嘆く時、踊る時

石を放つ時、石を集める時

抱擁の時、抱擁を遠ざける時

求める時、失う時

保つ時、放つ時

裂く時、縫う時

黙する時、語る時

愛する時、憎む時

戦いの時、平和の時」(新共同訳)

「幸も不幸もともに悩みの種になり」、「楽しみであれ、苦しみであれ、翌日へ延ばそうとし、ただ未来に恃むばかりで、物が出来上がることがない」(ゲーテ『ファウスト』)という現代的な人間の条件の中で、「黙する」ことの意味は、死ぬことや

殺すこと、憎しみや嘆きを完全に克服することができないという、自分自身にとつて都合の悪い事実に対して、目を閉ざしたり逃げることなく向かい合うことである。その時、人は知るだろう。それにもかかわらず変化と希望は続くということ。「ある人が苦しむのは苦しむことができたからであり、それはとても大きな祝福でさえありうるのだ」<sup>(122)</sup>。旧約の言葉を引くまでもなく、われわれは自分に対して真実に生きていくことによってだけ、時代や社会といった外部の強制から自由でありうる。そうした外部の規定条件をたとえ変えることが出来なくても、抵抗力を保持することは可能なのである。「歴史にまきこまれることは避けられないが、歴史に宥容させられる必然性はない。時代のなかにあつても自分自身でありつづける自由を持つこと——ないしそのために努力することはできる」<sup>(123)</sup>。

「理想と現実のあいだには大きな隔たりがある……。だが、胸に理想があるからこそ現実の不当さを感じとることができるとし、それを直そうと日々努力することもできる。それは、遠くにあつてわたしたちを前に導いてくれる信号のようなものだ。時を選ばず、終わりのない、ハッピーエンドの保証されない、達成すべき責務のようなものだ。この約束が、すでにできあがつたかたちや、すでに得られた権利の中で腐っていくのを放置してはならない。これはおまえが受け継いだ財産なんだ。おまえはそれを今度は自分の子どもに譲り渡さなくてはならない。自分の力でさらに豊かに大きくして」<sup>(124)</sup>

権力というのは(言葉や知を総動員することで)歴史を忘れさせようとするものであるが、そうした饒舌や断言による圧力に対して弱き者がなしうる抵抗とは「黙する」ことであり、ある作家が説くように「記憶し続ける」ことであらう。<sup>(125)</sup> ポーラン

ドの詩人ウイスワワ・シンボルスカ女史は、芸術に世界を変える力があると考えるのは美しい幻想にすぎないとしつつも、想像力をつむぐ言葉の力への確信は揺るがないと力強く語っている。「わたしがあげられることは二つだけ／彼らの飛翔を書き留めること／そして、最後の文章を付け加えないこと」<sup>(126)</sup>。最後の文章を付け加えることは、「彼ら」を「死者」として扱うことを意味する。もはや「再読」する必要のない、完結した単なる情報としてデータベース化し、処理Ⅱ忘却することが可能となるからである。<sup>(127)</sup> 例えば、プライバシーという概念には「死者」は含まれない。現在あるさまざまな個人情報保護規定も「死者」を想定したものではない。<sup>(128)</sup> 共通の価値を正当化する解釈枠組み（フレーム）であるはずの公共性が分断・溶解しつつある現在、<sup>(129)</sup> 一定の状況下にある諸個人は、異なるフレームを投企し合い、各自の行為の規範を構成し合うことになる。背後に隠された真理や規則性を自らの力で探索し始めた結果、他者のみならず自分自身そのものも「他者」となる。アレントが指摘するように、人間の尊厳の感覚は、「私自らを対象とした問題」（アウゲスチヌス）の解答不可能性、すなわちフレーム化の「留保」にもとづいている。<sup>(130)</sup> つまり最後の文章を付け加えることの「留保」こそが他者への（ひいては自己への）「配慮」なのである。

そしてまた、「将来の世代」に対しても「留保」や「配慮」がなされず意思確認もされないまま、〈住基ネット〉は稼働した。コンピュータによって個人を一定のフレームで切り取り、別のコンテキストに置換したり、大量に複製化したり、半永久的に保存・蓄積することが可能になることで、個人についての一定のイメージが着実に組み立てられていく。単なる記録する装置ではなく、解釈主体として、「個人の信用度や安全性から、その家族構成、行動パターンや趣味、嗜好、さらに最近のできごと」にいたるまで把握し、その判断をおおぐ人間に、それぞれの個人に対してとるべき行動や態度を指示する」という「機械に

よる人間のフレーム化」がオートマチックに進行するのである。これを制御しようにも具体的な手段が奪われているのだから、ゲートの「魔法使いの弟子」そのままの愚を犯していることになる。「当面の状況に気を取られるあまりに、帰着点をどうしたいのか、どうしたかったのかがぼやけると、次から次へと状況対応型の方策を取ること、むしろどんどんゴールから遠いところに押し流されていく恐れがある。そうこうするうちに、力尽きておぼれ死には元も子もない」<sup>(132)</sup>。

われわれは現時点でまだこの社会を懷疑しうる眼差しを失ってはいないが、システムの安全性と健全性との交点にある狭き「第三の道」の模索する努力を放棄して「展望なきその場のしぎ」で済まそうとするならば、他者（ひいては自己）への「配慮」をかなぐり捨てて「セキュリティ」へと「自然に」接続してしまう最悪のシナリオを食い止めることは不可能である。言葉による認識はもはや無力なのだろうか。

「大切なのは勇氣だけである——（略）自分を直視すること、自分の苦しみを認識すること。そしてそうするだけの勇氣を持ち続けることである」<sup>(133)</sup>

「自分が置かれている状況といまの自分の気分が、はつきり言って、気に入らなかつた。「なにを恐れなければならぬんだ？」と彼は考えた。「こんなことは馬鹿げている、恥ずかしいことだ。ぼくはそんな大馬鹿者にはなりたくない」。だが勇氣は「勇氣を出そう」と言ったからといって出てくるものではないし、その言葉がその場にふさわしいということを感じたからといって、出てくるものでもない」<sup>(134)</sup>

(1) 村上春樹『海辺のカフカ』(新潮社) 下四二七頁

「若者というものは、みな『そんなはずはない』といい切ってあやしまない。(略)ところが世の中というものは、えてして具合のわるいことに、『ないはずがあった』ことばかりなのだ」(田辺聖子『苦みを少々』より・山田太一2001『逃げていく街』(新潮文庫)二八一頁)。

『海辺のカフカ』における女と老人の問題、あるいは上野千鶴子・小倉千加子・富岡多恵子1992・1997『男流文学論』(ちくま文庫)において富岡が持ち出している山下清の文章(三二九頁)への批評的レスポンスなどについては次稿に譲る。

(2) これについては、映画『es』(二〇〇一年、監督オリバー・ヒルツェヴィゲル)が参考になる。「状況の力」のすさまじさが説得力をもって伝わり、「心でっかち」(山岸俊男)になりがちな人間認識を見直す上でも必見である。この作品は、七〇年代に米スタンフォード大学で実際に行なわれた「刑務所」の看守と囚人の関係をシミュレートする心理実験をモチーフとしている(原題『Das Experiment』)。

(3) 島本慈子2002『子会社は叫ぶ』(筑摩書房) 三二五頁

例には枚挙のいとまがない程だが、一九九七年の北海道拓殖銀行の破綻と山一証券の倒産(自主廃業)、あるいは一九九八年の日本長期信用銀行に対する特別公的管理開始、一九九九年の茨城県東海村の核燃料加工会社JCO(住友金属鉱山の子会社)での日本初の「臨界事故」(作業員二人が死亡)、二〇〇〇年のその倒産(水島会長が国内店舗のうち二五店を、自らが株主である千葉そごうの子会社にしていた)、大和銀行ニューヨーク支店元行員の不正取引をめぐる株主代表訴訟(信託子会社ダイワ・バンク・トラストの存在)、三洋電機の不正販売(子会社の三洋ソーラーエンジニアリングが担当)、二〇〇二年の雪印食品の偽装牛肉事件や日本ハムの牛肉偽装・隠蔽事件……。

(4) 正確に言うところ「第二次施行」。第一次は政令により一九九九年一月に施行されていて、指定情報処理機関の指定などの他、転入届・転出届等を一日以内になかった場合の料金を五千円以下から五万円以下に重罰化することなどが含まれている。今回二〇〇二年八月に施行されたのは、いわゆる「タテのネットワーク」(本人確認情報の都道府県指定情報処理機関への送信、住民票コードの通知等)であって、住民票の広域交付、転入転出の特例処理、住民基本台帳カードの交付等といった「ヨコのネットワーク」は二〇〇三年八月に施行が予定されている。総務省のPRでは第二次施行を第一次施行と説明していて紛らわしいが、住民票コード(一一桁の番号)による静態把握を第一次、住民カード(希望者に交付されるICカード)による動態把握を第二次と考

えれば、世界に類例を見ない大掛かりな住民把握制度としての〈住基ネット〉の二段構えによる稼働が理解しやすくなる。

〔住基ネット〕に批判なスタンスからの著作については、やぶれっ！住民基本台帳ネットワーク市民運動編2002『私を番号で呼ばないで 国民総背番号』管理はイヤだ』（社会評論社）、斎藤貴男1999『プライバシー・クライシス』（文春新書）、同2002『小泉改革と監視社会』（岩波ブックレット）、櫻井よしこ・伊藤穰一・清水勉2002『住基ネット』とは何か？ 国民と自治体のための脱「住基ネット」論』（明石書店）、櫻井よしこ2002『あなたの個人情報に危ない！ プライバシー保護とメディア規制』（小学館文庫）、『法学セミナー』二〇〇二年七月号（特集2）「住基ネット批判」所収の諸論考などを挙げておく。

（5） 例えば、東浩紀2002『動物化するポストモダン』（講談社現代新書）や異孝之2001『2001年宇宙の旅』講義』（平凡社新書）、『現代思想』二〇〇二年八、九月号などを参照のこと。

（6） 念頭にあるのは、Poster, Mark 1990 THE MODE OF INFORMATION, Blackwell Publishers, Oxford. Ⅱ2001『情報様式論』（室井尚・吉岡洋訳、岩波現代文庫（初訳版））である。その文庫版の解説において大澤真幸は、「本書は、電子メディアが普及していく社会的環境を、前衛的な思想や哲学を援用しつつ理解する試みの、ほとんど「嚆矢」とも言うべき初期の仕事に属している」とし、「本書が展開した考察は、その後の電子メディア論の地平を規定している」と評価している（三六五頁）。

（7） 島本慈子2002・一一四頁

（8） 杉田敦2002『政治』『デモクラシーの政治学』（福田有広・谷口将紀編、東京大学出版会）一〇五頁

（9） 佐々木毅・金泰昌2002『公哲学9 地球環境と公共性』（東京大学出版会）所収の総合討論1（特に九七―九九頁）を参照。そこでコーディネーターの金泰昌は「管理型公共性」を「市民型公共性」と対比して、次のような痛烈な批判をしている。「管理型公共性を正当化する方法の代表的なものは統計学的処理です。政府や関係機関が質問紙等の手段を使って必要な資料を収集・整理・発表する。大体主張や要求や方針の正当性を計量的に根拠付けるのです。数の論理に基づいて「公」の管理・統制の正当性を「私」に向かって主張・要求・執行するのです。「公」としての大義名分を押し付けるわけです。そのことによってこれまで、「私」がどれほど犠牲を払われてきたことか。だから、新しい公共性とは、もつと公正な公共性でなければなりません」（九八頁）。

統計的対象として集団にばかり目が行き、個人に「配慮」がない専門知への批判については、金森修ほか2002『リスク論は社会のなかでどのように使われているのか』『科学』一〇月号を参照。「でもそんな結論を出す前に、そんな計算をはじめ出したリスク論者にむしろこう尋ねるべきなのです、「あなたのやっている計算はどのようににはじき出したものなのか」「それによっていった

い何がいたいのですか」とね」（金森…一〇二九頁）。

〈住基ネット〉や電子自治体関連でも、総務省はコスト削減や経済効果に関する虚構性の強い試算を示したり、口先だけの推進理由の説明を繰り返すことに余念がない。不都合な情報を全く流さないで、国民にしてみれば、国を信じるか信じないかという選択肢しか与えられていないことになる。

(10) 山田太一 2001…一〇一〇—一〇一〇—一〇一〇頁

(11) 宮台真司 2002 『オン・ザ・ブリッジ』「ダ・ヴィンチ」九月号を参照。

(12) 丹羽隆子 1988 『はじめてのギリシア悲劇』（講談社現代新書）一一四頁

(13) 国家保安省（シユタージー）の下で密告が横行し、「国民総スパイ化」の状態だったとされる旧東ドイツを想起するとよい。

(14) これは北山修（きたやまおさむ）の説を香山リカが紹介したものである（香山 2002 『ぶちナシヨナリズム症候群 若者たちのニッポン主義』（中公新書ラクレ）八七—九〇頁）。

(15) 姜尚中・齋藤純一・杉田敦・高橋哲哉 2002 『思考のフロンティア別冊 思考をひらく』（岩波書店）四三—四五頁

(16) 宮台真司 2000 『まぼろしの郊外』（朝日文庫）二七一頁

(17) 赤川次郎 2002 『国境の南』（双葉社）二二二—二二三頁

(18) 新藤宗幸 2002 『住基ネットで浮かぶ政治の無責任』『論座』一〇月号…九頁（傍点は引用者による）

(19) 香山リカ 2002…一五九頁

(20) 菅野盾樹 2002 『言語論的転回を再開する——合理主義を超えるための若干の提案』『言語』七月号…七四頁

アリストテレスが『形而上学』で、「真理」について「存在するものを存在すると言い、存在しないものを存在しないと言う」と述べているように、真理値の担い手は「何かについて何事かを言い切った文」である（同七〇—七二頁）。

(21) いま〈住基ネット〉反対と言いつけることは、「批判的な「知」の役まわりとしては恰好よくない」かもしれない。しかし、「コンフォームイズムに反対しなければならぬという強迫観念」や「逆説をのべることへの熱中」という「知」のおとし穴にも十分注意せねばならない（樋口陽一 2002 『憲法 近代知の復権へ』（東京大学出版会）二二五頁）。

「誰でも言っていること、当りまえのことをくりかえすので満足してはいけないということ、それこそ、知」の「モラル」だし

よう。けれども、だからといって、反・コンフォーミズム、逆説へのこだわりを、知識人の資格証明のように考えるのは、おかしな話です。とりわけ、当りまえのことを誰も言わなくなったときには、その当りまえのことを語りつづけることができるかどうかこそが、知「の」モラルを問う試金石となるでしょう。既成の権威を批判し、今まで誰も言わなかったことを一行書くのにあぶら汗を流すのが、「知」のいとなみです。だが、そういう仕事が可能であるような世の中にしていくなために、また、そういう世の中を維持してゆくために、わかり切った平凡なことを言うカッコ悪さに耐えるのも、「知」です」（同二七頁）

「陳腐」に耐えた中江兆民や「虚妄」に賭けた丸山真男を想起させる啖呵であり、何度も「声に出して」復唱したいものである。  
Paine, Thomas 1776 *Common Sense* 11976 『モン・センス』（岩波文庫）一三頁

ペイン流に表現するならば（彼が強調しているように「注目すべきは筆者ではなくて主義である」のだから）、「今こそ人間の魂にとつて試練の時」であることは確かである。そうした「時」への認識によつて彼の当時の主張を次のようにアレンジして、現在に置き換えることも可能だろう。訳者小松春雄による「改題」を参照のこと（一五八―一五九頁）。

第一に、「政府を設けた意図や目的を論じ、権力の乱用があるときは反抗する権利がある」。

第二に、「われわれの自由が、「台なしにされ」ようとしている」。

第三に、「憲法上の権利や地方自治の原則などに基づいて、無根拠かつ無前提な政府への信頼を「捨てさせよう」とする」。

第四に、地方はこれからの日本の「政治の仕組みの下では二次的存在にすぎず、したがって分離独立しないかぎり真の繁栄も平和もありえない」。

第五に、地方は市民から自治をおこなうための「十分な力を備えている」との認識と信頼を得るためにも、今回の「危機」に對して主体的な選択を行ない、具体的な問題提起なり何らかのアクションを起こすべきである。

〈住基ネット〉稼働以後の社会について、反対論者である山田宏・杉並区長は、「失敗できない社会の到来」と断じ、「あらゆる経歴をコンピュータは忘れない。だから誰もチャレンジしなくなる」と予想している。山田区長の住基ネットに対する批判については、前出『法学セミナー』二〇〇二年七月号所収の座談会「国民総背番号制への道を断て！」（山田のほかに、櫻井よしこや石村耕治など代表的な批判論者四名が参加）や『週刊東洋経済』二〇〇二年八月二四日号のインタビュー（六八―七一頁）等を参照のこと。

その略歴によると、ペインは『コモン・センス』によって広く知られるまでは、「全く無名の人物にすぎなかった。いな社会の片隅にはき棄てられて、とうてい浮かび上がることのできないような人間」だったという (Page 176 II 1976: 二五頁)。

例えば、レーガンは就任後の税制改革 (経済再建税法) で供給サイドのアプローチを採用したが、それはすぐに現実に裏切られたことは、日本の論者にもあまり共有されていない。構造改革論議におけるすさまじい混乱は、一つは、米国をグローバルスタンダードと見なし、いま一つは、そのモデルとされている八一年のレーガン改革が失敗して修正を余儀なくされたという事実を無視、あるいは曖昧にしているという「二重の誤り」のためでもある (金子勝・アンドリユー・デウィット 2002 「小泉税制改革」は欺瞞である) 『世界』八月号: 一〇八頁。

これに関連して、現在の日本の税制改革論議は、実は、「一発で儲ける金融所得を持つ者の税負担が軽くなり、汗水たらして働いて得る勤労所得しか持たない者の税負担が重くなってしまふ。ここで言う「薄く広く」とは、これまで課税されていない低所得者に「広く」課税して、高所得者には「薄く」課税するというようになっており、本来の「薄く広く」とは正反対の意味にすり替えられている」(同一一五—一六頁)。

こうした欺瞞性に満ち、無責任きわまりない言葉の操作は、いわゆる「都市再生」においても見られる。地方圏の公共事業依存に対する激しい批判によって、一九八〇年代後半の新自由主義的な大都市重視の政策が亡霊のごとく甦り、「Urban重点計画」にもとづいた光ファイバー通信網やオンライン・ネットワークづくりに加えて、空港建設や都市環状道路の建設が推進されていくことになり、このような生産機能のみを重視した「都市再生」の戦略は、大都市に再びバブルの狂騒曲をもたらし、地域間格差を激化させてしまふ。人間生活の持続可能性を追求し生活機能を重視した「都市再生」こそが、地方都市にも多様な方途による「再生」を実現させるはずなのに、中央政権は歴史の失敗から何も学ぼうとしないのである (神野直彦 2002 「地域再生の経済学」豊かさを問い直す」(中公新書) 第4章)。

宗教社会学者ロバート・ペラーは、「米国民は金もうけに専念してきた。世界や歴史に関心がないから、テロが起きた意味も分らない」、「八〇年代以降、西部からワシントンに乗り込んできたエリートは市場万能主義者で、人のことなどかまっていない」との痛烈な批判を行っている (『朝日新聞』二〇〇二年九月二四日)。「ますます外に関心を失いつつ」あり、「生活の他の側面では欠けている自己表現」を見いだすために「ライフスタイルの飛び地」という私的な小領域を探し求める表現的個人主義の世界に暮

らしているのは、米国民だけではないことは確かである (Bellah, R. N. 1985 *Habits of the Heart* II 191 『心の習慣』(島蘭進・中村圭志訳、みすず書房) 参照)。特に日本の若者に広がっている歴史の「切り離し」については、香山リカ 2002 の分析が参考になる。

- (24) 東浩紀 2002 「情報自由論——データの権力、暗号の論理」④ 『中央公論』一〇月号・一七六頁(「情報自由論」は二〇〇二年七月号より連載中。以下例えば、東浩紀 2002 ④ といった形で表記する)

- (25) 竹田青嗣×東浩紀 2002 「哲学する」世代間のズレと橋 『小説 TRIPPER』秋季号(朝日新聞社) 五五頁(東浩紀 2002 ④・一七六頁も参照のこと)

これは東浩紀のオリジナルというよりも市野川容孝の議論を踏まえたものである(市野川 1997 「安全性の装置」『現代思想』三月号)。

- (26) 大澤真幸 2002 a 「ファシズム」『事典 哲学の木』(講談社) 八二七頁

- (27) 大澤真幸 2002 b 「文明の外的かつ内的な衝突」『テロ後 世界はどう変わったか』(藤原帰一編、岩波新書) を参照。

M・フーコーによれば、「危険人物」は知の権力作用のただなかで生まれる「遍在する亡霊のようなもの」である。「そこには、ある出来事を事件化するために、もしくは、危険の顕在化を未然に防ぐために、不確実な行為や事象を「危険」として名指し分類し、人物に帰属させていこうとする権力が作用している」(林田幸広 2002 「安全、要注意 リスク社会における生—権力の在処を探るために」『情況』一〇月号・一九三—一九四頁)。

このような「危険人物」の恣意的な産出(分断・隔離)に関連する「触法精神障害者」の問題は、「再び対象行為を行うおそれ」をすべての基準にした「予防拘禁」につながる可能性もあり、大阪・池田小学校事件の影響もあって新法案をめぐる議論が憂慮すべき方向(「ニュー保安処分」?)に進みつつある(矢幡洋 2002 『殺人者の精神科学』(春秋社) を参照)。具合の悪いことの起こる「可能性(おそれ)」という不確実性を伴う予測に基づく(リスク等の)管理においては、「場と状況の設定」を前提とすべきである。

- (28) 大澤真幸 2002 b : 一八八頁

- (29) Virilio, Paul 1977 *Vitesse et Politique* II 201 『速度と政治』(市田良彦訳、平凡社ライブラリー) 二四頁

- (30) 姜尚中 2002 a 「速度の政治と「正義の戦争」」『現代思想』七月号

- (31) 斎藤貴男 2002 : 三二—三三頁

- (32) 田村正博 2002 「規制緩和社会における警察の法執行」『ジュリスト』No.1228を参照。
- (33) 例えば、『科学』二〇〇二年一月号：一〇二六、一〇三三頁
- (34) 榎並利博 2002 「電子自治体 パブリック・ガバナンスのIT革命」(東洋経済新報社)二八七―二八八頁
- (35) 横浜市は当面の間は「市民選択方式」で参加することにした(二〇〇二年九月末日現在)。
- (36) 神里達博 2002 「社会はリスクをどう捉えるか」『科学』一〇月号：一〇一六頁
- (37) 神里達博 2002：一〇二二頁
- (38) Reich, Robert B. 2000 THE FUTURE OF SUCCESS Ⅱ 2002 『勝者の代償』(東洋経済新報社)三九九頁
- (39) Reich, Robert B. 2000 Ⅱ 2002：三九九―四〇一頁
- (40) Reich, Robert B. 2000 Ⅱ 2002：三三七頁
- (41) Reich, Robert B. 2000 Ⅱ 2002：四〇二頁
- (42) 島本慈子 2002：三三二頁
- (43) Boyle, David 1999 Funny Money：In Search of Alternative Cash Ⅱ 2002 『マネーの正体』(松藤留美子訳、集英社)三六〇頁
- (44) Debray, Régis 1998 La République expliquée à ma fille Ⅱ 2002 『娘と話す 国家のしくみってなに?』(藤田真利子訳、現代企画社)一〇一頁
- (45) Giddens, A. 1994 Beyond Left and Right：The Future of Radical Politics, Polity Press, p.183
- (46) Binder Alan S. 1987 Hard Heads, Soft Hearts：tough-minded Economics for a just society Ⅱ 1988 『ハードヘッド・ソフトハート』(佐和隆光訳、TBSブリタニカ)四一―四二頁
- (47) 清水耕介 2002 「市民派のための国際政治経済学——多様性と緑の社会の可能性」(社会評論社)一三三頁
- (48) 片山虎之助総務相は、電子政府による経済効果を、「直接的効果で、平年度約一兆円。約十一万人の雇用効果がある。」とPRし、「民間のノウハウを活用し、業務の見直しを図りながら、共同してソフト開発を行う。システムの運用・保守などは、民間企業に任せる」と断言している(『読売新聞』二〇〇二年九月一九日)。
- 巨大科学技術を推進していくにあたっての注意すべき問題点を、(住基ネット)の文脈に少しリライトして、以下列挙しておく

(長尾貞淵「わかる」とは何か」(岩波新書 一四五—一四九頁を参照)。

- ① 研究全体を整合的にすすめるために、よい計画決定と評価の組織をつくれるかどうか。
- ② 社会に対して説明し理解を得ることができるような方向へ変質しやすく、本質部分の解明が軽視されかねない。
- ③ 期間内にできることしかせず、時間をかけて真に解明すべき問題を避けたら、気づかずに過ぎてしまう危険性がある。
- ④ 巨大資金を投入して推進されるので、途中で計画を大幅に変更したり、もとへ戻ってやり直したりすることは難しく、まして中止するということはできなくなる。

⑤ つねに最良のことをやり、よい成果を上げているという状況が期待され、担当者もそのように言わねばならないような雰囲気におかれるので、外部からの率直な評価や批判を嫌う傾向が出てくる。情報公開、透明性が欠けることになりかねない。

⑥ 関係する人数が多くなれば、それは一つの集団としての力を発揮するようになり、計画がますますふくらんでいくのが常であって、それを抑えたり、まして縮小したりするためには、大きなエネルギーを必要とする。

⑦ システムが肥大化し、その存続自体が主たる目標になってしまわないように、一般社会からの監視とチェック機能が働くような体制を考える必要がある。巨大で理解することの難しいことでも、判断できる理解力をもつことは大切で、そういった方向の努力をしなければならぬ。

情報科学が専門の長尾は、「今日の科学技術のほとんどあらゆる分野が、アナリシス(分析・解明)の時代からシンセシス(合成・創造)の時代に入っていくつつある」と述べているが(同一五七頁)、岐阜県の梶原拓事によれば、自治体が目指している「デジタルガバメント」の構成要素を三つ選んだら、一つ目が全体性で「行政のすべての分野をデジタル化してしまうということ」、二つ目が統合性で「いろいろなシステムを有機的に一体化すると同時に、国や市町村のシステムと統合してしまうということ」、三つ目が創造性で「双方方で結んで対話しながら新しい住民本位のサービスを作っていく」こととなると説明している(『読売新聞』二〇〇二年九月一九日)。

(49) 夏目房之介のコメントから引いた(『AERA』二〇〇二年九月二日号…一三頁)。

(50) 「誰か」を実体的に問うことが局所的な現象であった時代は、問う行為そのものに病理的診断が下されてしまうケースが多かった。

「これは精神医学で「迫害妄想」(delirium de persecution, delusion of persecution, Verfolgungswahn)として有名な症状です。

わたしはこの「組織に狙われ、監視され、迫害される」という訴えの特異さとうたれ、改めてそれが精神分裂病と呼ばれる患者さん一般に認められる重大症状で、でもその重要性がこれまで軽視されてきたこと、またそれが実は患者がひそかに抱く「社会（世間）への不安・恐怖」の表現で、ここに重大な人間学的意味があることに気づきました」（森山公夫2002『統合失調症——精神分裂病を解く』（ちくま新書）一五頁）。

また、フィクションとしての「近代」への違和感に苦しんだ（探偵嫌いで知られる）漱石や、「世間」との摩擦を露悪的に描いた太宰など、文学表現として現象することも多かった。

《「しかし、お前の、女道楽もこのへんでよすんだね。これ以上は、世間が、ゆるさないからな」

世間とは、いったい、何の事でしょう。人間の複数でしょうか。どこに、その世間というものの実体があるのでしょうか。けれども、何しろ、強く、きびしく、こわいもの、とはかり思っただけまで生きて来たのですが、しかし、堀木にそう言われて、ふと、「世間というのは、君じゃないか」

という言葉が、舌の先まで出かかって、堀木を怒らせるのがイヤで、ひっこめました。

（それは世間がゆるさない）

（世間じゃない。あなたが、ゆるさないのでしょう？）

（そんな事をする、世間からひどいめに逢うぞ）

（世間じゃない。あなたでしよう？）

（いまに世間から葬られる）

（世間じゃない。葬むるのは、あなたでしよう？）

……（中略）……

けれども、その時以来、自分は、（世間とは個人じゃないか）という、思想めいたものを持つようになったのです。》

（太宰治1948 II 1985『人間失格』（新潮文庫）九〇—九一頁）

(51) この課題を最も切実に受けとめたのは江藤淳であり、日本的「公」において超越的な審級として機能してきた（はずの）「母の

崩壊」への処方箋は、自らが「治者」＝「父」になることであるとされた。しかもそれは、「父」が存在不可能な、いわばバーチャルな「父」であることを自覚しつつ敢えて(「かのように」!)それを生きることであった。これについては、拙稿(田村元彦1998「かのように」の政治学』『日本思想の地平と水脈』(河原宏編、ペリかん社)所収)で論じたことがある。

しかしそのような仮想の「父」と一体化することによる自己実現の危うさについては、大塚英志の論考(大塚2001『江藤淳と少女フェミニズムの戦後——サブカルチャー文学論序章』(筑摩書房)等)を参照のこと。

(52) きたやまおさむ『ビートルズ』(講談社現代新書)一三四頁

きたやまは「プレイヤーでありながら、そのプレイのステージを管理している」管理人という(自己の)役割設定に、ポスト・ビートルズ世代の可能性を見出しつついた。当然その特権性にやや無自覚な語り口には批判が予想されるが、ある意味でサバイバル・ゲーム(愛される機会をめぐっての階級闘争!)を繰り広げていた九〇年代、あるいは二〇世紀末を経た現在から見れば、きわめてクールな予言となっていたことが理解される。管理人は「時間的にも空間的にも、中間性と両面性は保証されて」おり、「住人とながりながら外の人間とも接触を保ち、居なければいつまでも居られるのに、行きなければいつでもそこから出発できるのである」(二三三頁)。

(53) こうしたシンプルな絵解きの需要が高まっていることは、「思考の危機」あるいは「謎解き力の衰退」とでもいうべき現象であ

つて、「誰か」に対する評価(価値判断)が無原則かつ条件反射的に、「白か黒か」「百分ほめるか。百分けなすか」「熱烈支持するか、抽象論で莫迦にするか」「悪か善か」のどちらかになっってしまったている(日垣隆2002『エースを出せ! 脱「言論の不自由」宣言』(文藝春秋)一〇〇頁)。

こうした「誰か」を差し当り問わないでおくには、かなり意識的な操作が必要となるだろう。例えば精神科医の斎藤環は、「社会的ひきこもり」の「語り方」においてシステム論を採用しており、その最大の利点は「あるシステムが作動するための条件とシステムの要素とを判つていれば、原因は問わずにすむ」ことにあるとして、以下のように述べている。「ひきこもりにおける原因の追及は、ほぼ必然的に「犯人探し」の論理に帰結します。:(略):ひきこもりのように、原因は複合的であっても、長期化のパターンは比較的単純化できるようなものについては、システム論的な語り方は有効だと思います」(斎藤環2002『ひきこもり』救出マニュアル』(PHP研究所)七六頁)。

斎藤が「ひきこもりシステム」と呼んでいるものについては、斎藤環1998『社会的ひきこもり——終わらない思春期』(PHP

新書)に詳しい。

(54) 二〇〇二年七月一日放送のフジテレビ『報道2001』における片山虎之助総務相の発言。

(55) 広井良典『定常型社会 新しい「豊かさ」の構想』(岩波新書) 一六五頁

広井の議論においても、「(経済)成長」ということを絶対的な目標としなくとも充分な豊かさが実現されていく社会(一頁)といった「豊かさ」(の残像)へのしがつきが散見される。従来のある方への「否定」を前面に出さない「再定義」は、戦略的に正しいと思うが、「歯止め効果」となる「リーズナブルな論理」として機能するだけではないだろうか(「歯止め効果」や「リーズナブルな論理」という言葉は、三島憲一2002「原理主義的ナショナリズムの陥穽」『国境を貫く歴史認識——教科書・日本、そして未来』(菅原憲一・安田浩編、青木書店) 八五頁を参照)。

(56) 二〇〇二年九月三日に開かれた関係自治体との会合における総務官僚(香山充弘・総務審議官)の発言(『毎日新聞』二〇〇二年一〇月二日を参照)。

(57) 高橋敏夫1999『ゴジラが来る夜に 「思考をせまる怪獣」の現代史』(集英社文庫) 第五章を参照。

(58) 高橋敏夫1999:二一九頁

(59) Poster, M. 1990-2001:三七六頁(大澤真幸)

(60) 小川彌生2002『きみはベット 5』(講談社) 一三八頁(傍点は引用者による)

(61) 拙稿(田村元彦1997「ローカルにおける公共性(1)」『早稲田政治公法研究』五五号)を参照のこと。

(62) 佐藤直樹2002「世間を読み解く」『毎日新聞』九月二三日夕刊

(63) 棟居快行1992「人権論の新構成」(信山社) 二二二-二二三頁(傍点は引用者による)

(64) 反対論者の一人である櫻井よしこが公言している反対の動機は、明らかにセレブ(有名人)の特権的なプライバシー概念というきわめて古典的なものにもついている(『AERA』二〇〇二年八月二一九日合併増大号を参照)。

(65) 阪本俊生1999『プライバシーのドラマトゥルギー フィクション・秘密・個人の神話』(世界思想社) 八一頁

例えば、プライバシー問題が直接的に差別の問題にリンクしていると判断されがちな場合においても、次のような事態(認識のズレ)が生じているとする報告がある。「引越す一年ほど前から自分の住所を他人に聞かれることに苦痛を感じるようになっていたと言う。「同和地区」の住民であることを知られるのが嫌だったからではない。同和施策によりかかって生活していると見ら

- れることが嫌だったのだ」(寺園敦史1997『だれも書かなかった「部落」』(かもがわ出版)一八頁)
- (66) 阪本俊生1999・八七頁
- (67) そうした試みとして、佐々木允臣1995『もう一つの人権論』(信山社)を挙げておく。ここでは、「人権の諸主体間で形成される公的な意味空間」(二七八頁)にそれに相応しい重要性が見出だされ、「権利の純粹に個人主義的な構造からコミュニケーションに構成された構造への移行」に重点において人権を理論的に再構成する試み」(二八九頁)が志向されている。
- (68) 内野正幸1996『プライバシーの権利について——特にフランスの場合』『ライブラリ相関社会科学』3 自由な社会の条件」(新世紀社)三〇五頁
- (69) 「萎縮効果」は英語の *chilling effect* の訳語であり、「恐がらせて止めさせる効果」という意味にとって「畏縮」という表現を使う論者もいる(高橋和之2002『メディアの「特権」は「フリ」ではない』『ジュリスト』No.1130・五七頁)。
- (70) この「herding」現象については、尾本恵市編著2002『人間の自己家畜化と現代』(人文書院)が参考になる。「人間は野生動物よりもむしろ家畜と似たところがある」といったあまりに単純な仮説は、当然安易には受け入れたいが、「メタファーとして現代文明下の人間を考える学際研究の有力な切り口になりうる」かもしれない(二六頁)。「いろんな仮説を呑みこんだまま、と僕は心の中であげ加える」(村上春樹2002・下四一四頁)。
- (71) 阪本昌成1990『プライバシー概念再訪』『比較公法学の諸問題』(八千代出版)一九二頁
- (72) 田村元彦1997を参照。
- (73) 官僚制をはじめとする日本社会の「習合的な *syncretic*」あり方については、小林正弥2002『新公共主義の基本的展望——戦後日本政治理論の観点から』『公共哲学』10 二二世紀公共哲学の地平」(佐々木毅・金泰昌編、東京大学出版会)一一六頁、あるいは、同1998『官僚制』『行政学の基礎』(森田朗編、岩波書店)三二一—三三三頁を参照のこと。
- (74) 例えば、井上達夫1995『個人権と共同性——「悩める経済大国」の倫理的再編』『自由経済と倫理』(加藤寛孝編、成文堂)を参照のこと。
- (75) 深田祐介×佐高信「日本企業を解く鍵「内面指導」」(佐高1996『佐高信の反対尋問』(徳間文庫)所収)を参照。  
「職制が労働者を「学童のように」扱い、プライバシーに深く立ち入った「生活指導」を行うという事態さえ現出している」(井上達夫1995:二九〇頁)。

- (76) 相良亨<sup>193</sup> 『日本人の道徳観』 『講座日本思想第3巻 秩序』 (東京大学出版会) 一九〇頁
- (77) 井上達夫<sup>195</sup> : 三〇六頁
- (78) Haley, J.O. 1991 *Authority without power : Law and the Japanese Paradox*, Oxford U.P. p.191 (井上達夫<sup>195</sup> : 三〇七頁)
- (79) 「国旗・国歌を尊重しない人は、日本国籍を返上していただきたい」という暴言が問題になり、産廃処理施設建設に絡む黒い噂もある(『サイゾー』二〇〇二年一〇月号: 五六頁)。
- (80) 「読売ITフォーラム 電子自治体と私たちの暮らし」における梶原拓・岐阜県知事の特別報告より(『読売新聞』二〇〇二年九月一九日)。
- (81) 障害者が「弱者」として固定化されてしまう問題は、障害(あるいは不向き)の有無ではなく、周囲の視線によって構成されていることを、電子政府推進派のレトリックは意図的に隠蔽しており、差別的なフレーム化を行っている健全者(あるいは行政当局)を免責してしまっている。
- 例えば、『朝日新聞』二〇〇二年九月四、一八日に取り上げられた、困窮生活に陥って餓死した五二歳男性をめぐる議論においても、杓子定規に申請主義をふりかざし、「要保護者が急迫した状況にあるときはすみやかに：(略)：保護を開始しなければならぬ」(二五条)とする生活保護法をきちんと運用してこなかった行政への批判が噴出した。ところが、「保険料や水道料を払えなくなった家庭があるときは福祉課に知らせるといった提携をすべきでは」とか、「IT(情報技術)時代である。住民基本台帳ネットワークを利用すれば住民の生活状態を把握することは可能だろう」といった意見が民生委員などから出て、これに対して、「各課の連携は守秘義務に反することでは」とか、「失業手当の受給状況や医療保険の支払い状況、水道の停止についてまで福祉課に通知がいくというのは、プライバシー侵害という見方のほうが強いのではないのでしょうか。住基ネットはこのようなことも可能にするのでしょうか、少し怖い気がします」という慎重論が出ている。実際には、「福祉以前の助け合いができていなかった」というコメントが最も正直なところではなからうか。
- (82) 外川正明<sup>202</sup> 『教育不平等 同和教育から問う「教育改革」』(解放出版社) 第二章を参照。
- 「ところが、いま起こっていることは、そうした方向ではありません。相も変わらず差別事件が続発しているなか、高齢化が大きく進み、相対的に生活困窮者が増加し、若年の失業率も増加しているという被差別部落の現状は、日本の国全体で起こっていることを、実はもっと先取りした形で現出しているといえます」(一一二頁)。

- (83) 自民党への投票行動を見ても、有権者の多くは、過去の「成功体験」を捏造・共有し、「惰性の法則」によって「今までのように安心なはずだ」と判断し続けていることが分かる(石生義人2002「なぜ人々は自民党に投票してしまうのか」『SIGHT』VOL.13)。
- (84) 姜尚中2002b「『文明の衝突』とグローバル化の地政学」(姜・齋藤・杉田・高橋2002所収) 七―八頁
- (85) 姜・齋藤・杉田・高橋2002・七五頁
- 齋藤純一はこうした「棄民化」について、「この四半世紀ほどの権力の重心移動というのは、やはりソーシャル・セキュリティ(社会保障)からパブリック・セキュリティ(治安)への移動だった。そうした変化に、対外的な安全保障と対内的なそれとの境界が不明になるというポスト冷戦の変化が重なってきたのだと見ることが出来ます。「国民の不満」なるものを抑えるという名目で足りない部分を私的に、個人的に補うということになり、セキュリティの階層化が際立ってきた」(七五頁)といった見取り図を提示している。詳しくは、齋藤純一2001「社会の分断とセキュリティの再編」『思想』六月号を参照。
- (86) 柴山桂太2002「豊かさ」の中の「不確実性」『新しい市場社会』の構想——信頼と公正の経済社会像——(佐伯啓思・松原隆一郎編著、新世社)第六章・二五七頁
- (87) 伊豫谷登士翁2002「グローバルゼーションとは何か 液状化する世界を読み解く」(平凡社新書) 一一三頁
- (88) 「郊外」化の問題点については、三浦展2002「崩れゆく「地方」」『PSIKO』第三号、同1999「家族」と「幸福」の戦後史」(講談社現代新書)、永山彦三郎2002「現場から見た教育改革」(ちくま新書)などを参照のこと。
- (89) 「家族をめぐる経済状況をもても、愛情のあり方をみても、今まで通りのやり方であまりうまくいくとは限らない。すると、これからは、家族生活においても、戦略的な思考が必要になってくる。家族生活において様々なリスクが発生する可能性がある。こうなったらこうする、あんなだったらこのように対処するというように、家族のリスクマネジメントをしながら将来設計を考える時代になったのだ」(山田昌弘2001「家族というリスク」(勁草書房) v頁)。
- (90) 「法意識国際比較研究会(代表・加藤雅信、マイケル・K・ヤング)」が、一九九五年から二〇〇一年にかけて行った法意識の国際比較(中日米)のための全国調査において、年齢差がかなりの意見の違いを生んでおり、日本の「同質」幻想の綻びが観察された(『読売新聞』二〇〇二年七月三〇日夕刊)。「ときには法を守らないが、上手に生きる」と「多少損をしながらも、法を守っ

て生きる」という選択肢が与えられると、「上手に生きるとする若年層」と「損しても法を守る高齢層」に分断されるのである。法社会学者の河合幹雄は、「単純に「若者の道徳が失われた」とか「意識が変わった」というより、人前で言ってはならない本音を彼らは平気で語るようになり、それをたしなめる者がいなくなったから、と見ることもできる。根底では意見の違いはないかもしれないのである。しかしながら、「上手に生きればいいさ」と口になっているうちに、それが自分の意見だと若者達は思いこむようになってきている、そんな状況ではないか」。「だとすれば、いま大切なことは、マクロな道徳教育ではなく、ミクロな関係で、上から下へ、倫理観などを伝えることができるようになることだと考える」という分析をしており大変興味深い。

(91) Momsen, J. h. (eds). 1999 Gender, Migration and Domestic Service, Routledge (伊豫谷 2002 : 一八四頁)

(92) 伊豫谷 2002 : 一五七頁

(93) 伊豫谷 2002 : 一六九頁

(94) Nye, Jr. J. and Owens, E. 1996 "America's Information Edge", Foreign Affairs, Vol.75 No.2, March-April, pp21-26.

(95) 鶴木真 2002 『情報政治学』(三嶺書房) 二一〇頁

インターネットの普及による新しい監視技術については、松井茂記 2002 『インターネットの憲法学』(岩波書店) 二九九—三〇〇頁を参照。「日本の政府がこのような監視技術を国内で用いることは、明らかに憲法第一三条および第二一条第二項、そして第三五条に反するものといわざるをえないであろう」(三〇〇頁)。

(96) 釜ヶ崎炊き出しの会代表・釜ヶ崎地域合同労働組合委員長の稲垣浩も、「ホームレス支援法案の狙いは強制排除」であるとして、「生活保護法30条に「生活扶助は、被保護者の居室において行うものとする」と明記されているにもかかわらず、生活保護を受けてアパートに居居したいという人々に、施設に入るよう強制します。その結果、「劣悪な環境で管理、監視される施設には入りたくない」という人たちは生活保護の申請をあきらめ、野宿することになる」と手厳しく批判している(『朝日新聞』二〇〇二年七月一九日)。

(97) 例えば、大山史朗 2002 『山谷崖つぶち日記』(角川文庫) を参照。

(98) 齋藤純一 2001 : 三三五頁

このような社会保障の分野における措置から契約へ、刑事政策における矯正から排除、「封じ込め containment」へ、という「新しい慎慮主義 new prudentialism」の流れについては、酒井隆史 2001 「法と秩序」に抗して——法・権力・公共性『思想』

六月号を参照。

- (99) 厚労省が二〇〇三年度に予定している「若年者適職選択総合計画」の実施にあたり、未就職卒業者リストの提出を高校に求め、職安に登録したり、個別に職業相談をするために役立てようとしたが、大阪府の教育委員会が「卒業者の名簿提出は好ましくない」と府内の全高校で提出を見送ったという報道があった(『日本経済新聞』二〇〇二年八月一六日)。
- (100) 安田雪2002「働きたい、でも働けない 第一回 就職希望者の「階層」」『論座』一〇月号・一〇九頁
- (101) 大久保幸夫編著2002『新卒無業。なぜ、彼らは就職しないのか』(東洋経済新報社) 一八二—一八五頁
- (102) 安田雪2002・一〇九頁
- (103) Melucci, A. 1989 *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society* 11 1997 『現在に生きる遊牧民 新しい公共空間の創出に向けて』(山之内靖ほか訳、岩波書店)
- (104) 井上治子2002「情報化とアイデンティティ」『グローバル・コミュニケーション論』(津田幸男・関根久雄編著、ナカニシヤ出版) 二二三頁
- (105) Foucault, M. 2001 *Fearless Speech*, edit. Joseph Pearson, Semiotext(e), p.166 (関良徳2002「恐れずに話すために パレーシアと権力」『情況』一〇月号・一八〇頁を参照)
- (106) 下河辺美知子2002「SMA Pという共同体(下)」『PSIKO』第二三号を参照。
- (107) 西部忠2002「地域通貨を知ろう」(岩波ブックレット) 二四頁
- 匿名的な現金取引に比べ、地域通貨ではプライバシーが危険にさらされる可能性が高まることについて、西部は次のように述べている。「では、地域通貨においてプライバシーはどう扱われるのでしょうか。(略)異なる相手と異なる取引をするならば、それぞれに対して自分の一部分を開示することになります。これは、単一の組織や国家が個人情報と異なる取引をするならば、逆です。各個人が自己の情報を多様なコミュニティに対して選択的に公開しあうならば、閉じた個を前提とするプライバシーの発想も自ずと変わっていくはずで、それは、人間の多重人格性を肯定することにもつながります」(七七頁)。
- (108) ネット空間の公共性については、ほとんど未開拓の領域ながら「身体性」の問題を重視することからも、曾根泰教2002「情報社会と公共性 サイバースペースは「公共空間」たりうるか」『公共哲学10 二二世紀公共哲学の地平』(佐々木毅・金泰昌編、東京大学出版会) が参考になる。また電子民主主義の可能性については、松井茂記2002・第一章を参照。

- (109) 『AERA』二〇〇二年九月三日号所収の「引きこもり癒す地域通貨の力」を参照。
- (110) Pink, Daniel H. 2001 *FREE AGENT NATION* Ⅱ 2002 『フリーエージェント社会の到来 「雇われない生き方」は何を変えるか』(池村千秋訳、ダイヤモンド社) 解説(玄田有史) 三八五―三九一頁
- (111) 村上春樹 2002 下 一五五頁
- (112) 高橋秀実 2002 『からくり民主主義』(草思社) 解説(村上春樹) 二七八頁
- (113) 高橋秀実 2002 二七七頁
- (114) 岡野八代 2002 『正義』を為すとは、何を為すのか? 『情況』 八―九月号を参照。
- (115) Pink, D. 2001 Ⅱ 2002 二三八七頁
- (116) 山折哲雄 2002 『このころの作法 生への構え、死への構え』(中公新書) 九八―一〇〇頁
- 「私の人生の成功が他者への正義に依存するから後者を配慮するというのは、「賢明な私利 (enlightened self-interests)」の粹を出ない。自分の生を配慮するための手段として他者の生を配慮するのではなく、我々に自分の生を配慮させると同じ倫理的動機が他者の生をも配慮させるところにこそ真の共同性が存立し、この倫理的動機が具体的な個々の人間の生の尊厳の承認であるところにより普遍的な共同性が存立するのである」(井上達夫 1995 二二九頁)。
- (117) Minow, Martha 1997 "Seeking Justice", introduction to *Outside the Law: Narratives on Justice in America*, Bacon Press, p. 7
- (118) 井上達夫 1995 二八〇―二八二頁
- (119) 中島梓 1991 1995 『コミュニケーション不全症候群』(ちくま文庫) 三二七頁
- 引用文には、以下のような文章が続いている。
- 「我々がモータルな存在であり、年老いてゆくものであり、変化してゆく存在であるということ——我々にとって存在の基本は時間とわがちがたく結び付いている。時間をとめたいと望んだとき、彼らは世界を感じることから切り離され、同時に世界から放逐されてしまったのだ。だが彼らの時計をまた動かしさえすれば、ふたたびコミュニケーションは動き始めるだろう。…(略) :それは蘇生であり、しかもひとたびタナトスと近づき、それから脱出できた彼らは、さきにいったとおりそうでないものよりはるかに生と死と時間について深く感じ、自分がどのようにあったのか、どのようであれば自由になれるのかについて知ることができるようになるだろう。」

(120) 曾野綾子「天の下すべて」〔朝日新聞〕二〇〇二年九月二日夕刊)

(121) 井上達夫1995…三一〇頁

(122) 中島梓1991∥1995…三二五頁

(123) 中島梓1991∥1995…三二二頁

(124) DeJury, R. 1998∥2002…一〇〇頁

(125) 『図書』二〇〇二年九月号…一頁

(126) 共同通信配信「テロ・戦争・世界」〔西日本新聞〕二〇〇二年五月一日(など)を参照。

また彼女は一九九六年のノーベル賞の授賞式の講演において、「わたしは知らない」という言葉に大きな価値を置くと(反語的に)語り、独裁者の唱える「教義」や疑問を許さない「真理の独占」に対する拒絶、不服従の表現であるとした。「個人としての魂を持つ人」の一人として、「考える」ことを他人(権威)に委ねてしまう「集団的な魂」への絶えざる抵抗を、静かに呼びかけているのである。

(127) 「NN病」(主演の「中居正広」とその役名「直江庸介」の頭文字を重ねたもの)を自称するファンが話題となったテレビドラマ『白い影』(二〇〇一年一月〜三月、TBS製作)について、それが「行為と弁明」のドラマであるとする対談相手の鴨下信一

(演出家)の意見に強い賛同の意を示した下河辺美知子は、「再読」というタームを独自に用いて次のように述べている。「だから再読というのは時間のずれがあるのですが、ただずれているだけではなくて、直江の身体がもう消えていて、その痕跡だけが残っている。その痕跡はビデオレターの中でも私たちの記憶の中でもいいのです。彼がああときこう言ったこんなことをしたという痕跡です」(鴨下×下河辺2002『白い影』とはどんなドラマだったのか『PSYCHO』第二〇号…七〇頁)。

時間のずれ(タイムラグ)と永遠に失われた遺体∥聖体(具体的な解説対象の喪失)という(原作『無影燈』の渡辺淳一による)「仕掛け」によって、遺された者は「死者」の遺志、それは明らかにイエスのな殉教者を想起せざるをえない者の「真意」なるものに一生つきまとわれることになる。しかも「再読」とその言語化を要求するデータ(レントゲン写真など)が大量に遺されることで、読む者の多くに「自分の中から言葉が止まらない」という症状を生じさせた。自らに「最後の文章」を付け加えさせないための、きわめて巧妙な「死者」による生者の支配戦略といえよう。

「僕らはみんな、いろんな大事なものをうしないつづける」、ベルが鳴りやんだあとで彼は言う。「大事な機会や可能性や、取りかえしのつかない感情。それが生きることのひとつの意味だ。でも僕らの頭の中には、たぶん頭の中だと思うんだけど、そういうものを記憶としてとどめておくための小さな部屋がある。きつとこの図書館の書架みたいな部屋だろう。そして僕は自分の心の正確なありかを知るために、その部屋のための検索カードをつくりつづけてはならない。掃除をしたり、空気を入れ換えたり、花の水をかえたりすることも必要だ。言い換えるなら、君は永遠に君自身の図書館の中で生きていくことになる」(村上春樹 2002…下四二二頁)

このような「聖体(聖杯)」をめぐる物語をきわめて自覚的に採用して、現代日本に蘇生させようとしている(漱石の系譜をひく)表現者としては、村上春樹が挙げられよう。近作『海辺のカフカ』ではあからさまに漱石(さらに大江健三郎)と結びつきの強いトポスである四国を主要な舞台としつつ、非教養小説的な「坑夫」にも直接的に言及している。『白い影』と同様に、村上作品を「再読」し「解説」することになぜ多くの人がハマったのかについては、斎藤美奈子による秀逸な分析がある(斎藤 2002『文壇アイドル論(岩波書店)』)。また『まごころの科学』(日本評論社)に連載中(二〇〇一年七月号(九八号)〜)の岩宮恵子の「心理療法と村上春樹の世界」も参考になる。

(128)

佐藤文明 200『個人情報を守るために』(緑風出版) 二五〇頁  
佐藤は「死者」(故人)の個人情報(の消去のみならず、有用データの相続、贈与などにも関与する「データ消去屋」の必要性を提唱している(二五〇―二五一頁))。

データベース化による処理の問題性に関する例を挙げるならば、もうすでに忘却されているのかもしれないが、かの新潟女性監禁事件において、容疑者の佐藤某が、以前にも類似の少女拉致未遂事件を起こして逮捕歴があったというのに、その事実をデータベースに入力し忘れていたために、失踪した女性を探す警察の捜査線上に一度も浮かんでこなかったことが判明したが、大して注目されなかったということがある。恐ろしいことに、「記憶代行装置」にインプットされていない事実は、「存在しないことになってしまう」のである(米原万里 2002『真夜中の太陽』(中央公論新社) 四四―四五頁)。

さらに歴史を遡れば、ナチスのユダヤ人強制移送(ひいては虐殺)とIBMとの関連が最近米国ジャーナリストのエドウィン・ブラックによって暴露され、世界的に話題になっている。現在「ソルーション・カンパニー」を標榜している企業が売り込んだパ

ンチカード機器「ホレリス」によって、ユダヤ人が「識別され、選別され、割り振られ、移送され」、「最終解決」が行なわれたのである (Black, Edwin 2001 IBM AND THE HOLOCAUST Ⅱ 2001 『IBMとホロコースト』(小川京子訳、柏書房)を参照)。「彼女は一九二四年五月一〇日生まれ。名前はなかった。番号だけだった。53752番。しかし53752番とは誰なんだ、とヘイムは考えた。彼女には番号だけで名前はなにか(三二頁)。「人間に番号を振る」ことが政府によってあからさまに強行されているのに、「番号とパンチカードが、彼らを人間でなくしてしまった」過去のおぞましい事実を、われわれは日々の安逸さの中で忘却し消去してしまっていたのである。

これはドイツの話で片付くことではない。戦後一九五六年の厚生省の「通知」以降、戦没者や遺族の個人情報を国費調査し、遺族の事前了解なく靖国神社に情報を提供するという公的機関による合祀協力がなされてきたのだが、「そこには、合祀通知さえすればよい、靖国神社の祭神になるのは当然だ、とする戦前・戦中と同じ「戦没者は国家のもの」という意識がこびりついていた。そのことへの異論などあり得るはずがない、とでも言うように」(田中伸尚<sup>2002</sup> 『靖国の戦後史』(岩波新書) 六六頁)。

また『中日新聞』は、二〇〇二年八月二五日の社説「監視される市民」において、新しい監視社会の到来を例証しつつ、「英国の作家ジョージ・オーウェルが超監視社会を描いた逆ユートピア小説「一九八四年」を発表したのは四九年ですが、日本ではそれより前、既に監視社会でした。／太平洋戦争の際、市町村役場の兵事係は、徴兵対象年齢の男の住所、居所、職業、健康状態、評判や特技などを洗いざらい調べ上げたリストを用意し、軍の要求に合致する人に召集令状を出していたのです」と明確に指摘し、「便利」「有益」には弊害も伴います。便利さは受け入れながら、自由か、不自由か、の二者択一ではなく、譲っていいもの、譲れない限界をもっと追求したいものです」ときわめて説得力のある主張をしている。

(129) 齋藤純一 2001を参照。

(130) Arendt, H. 1958 The Human Condition Ⅱ 1973 『人間の条件』(志水速雄訳、中央公論社) 一三三頁

(131) 阪本俊生 1999 二二六—二二六四頁

(132) 『毎日新聞』二〇〇二年九月八日

三菱総研首席研究員の浜矩子は、こうした日本の現状を「魔法使いの弟子」症候群と呼び、「終わらせ方を知らないことをむやみやたらと始めるなという教訓」を説いている。

(133) 中島梓 1991 Ⅱ 1995 二二二—二二九頁

石埼学（憲法学）もリベラル・デモクラシー論の付随的効果に対する危惧として、「リベラルな価値選択」という擬制の問題点を指摘しつつ、次のように同時代人をアジテートしている。「それぞれの闘いを地道につづけよう。知的誠実をもって、時代を見据え、時代と向き合い、空虚な諸価値の対立を超えて、一歩でも先へ行こう。そうするのに必要なのは、すぎるべき価値や世界観ではない。ちよつとの勇氣と「あこがれ」である」（『法学セミナー』二〇〇二年八月号・三九頁）。

(134) Bierce, Ambrose 1889 A Watcher by the Dead 2000 『アス短篇集』（大津栄一郎編訳、岩波文庫）四八頁